

平成24年第5回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成24年12月12日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成24年12月12日

~~~~~

4. 出席議員(15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 沖田 ゆかり  | 2番 片川 学    |
| 3番 時光 良造   | 4番 民法 正則   |
| 5番 荒瀧 穂積   | 6番 大瀬戸 宏樹  |
| 7番 藤本 哲智   | 8番 渡 紘八    |
| 9番 山吹 富邦   | 10番 山野 千佳子 |
| 11番 久保隅 逸郎 | 12番 中原 裕侑  |
| 13番 尺田 公造  | 14番 佛圓 大源  |
| 16番 馬上 勝登  |            |

~~~~~

5. 欠席議員(1名)

- 15番 南田 秀夫

~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 三村 裕史  |
| 副町長    | 立花 隆藏  |
| 教育 長   | 林 保    |
| 総務部 長  | 内田 充   |
| 民生部 長  | 清代 政文  |
| 建設部 長  | 上馬場 達実 |
| 教育部 長  | 藤森 孝弘  |
| 総務部 参事 | 石井 節夫  |
| 総務部 次長 | 岩田 秀次  |

|        |       |
|--------|-------|
| 民生部次長  | 光本一也  |
| 建設部次長  | 森本昌義  |
| 教育部次長  | 三村伸一  |
| 総務部調整監 | 西村隆雄  |
| 企画財政課長 | 民法勝司  |
| 商工観光課長 | 時光良弘  |
| 税務課長   | 貞永治夫  |
| 福祉課長   | 加島朋代  |
| 住民課長   | 宗條勲   |
| 健康課長   | 平本清士  |
| 生活環境課長 | 沖田浩   |
| 都市整備課長 | 横山大治  |
| 開発指導課長 | 林武史   |
| 下水道課長  | 中井雅晴  |
| 水道課長   | 曾根和典  |
| 生涯学習課長 | 柴原布早子 |
| 会計課長   | 中村憲治  |

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 立花一郎 |
| 議会事務局書記 | 藤友竜也 |

8. 議事日程(第1号)

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 9号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 6 報告第 10号 専決処分した損害賠償の額の報告について

- 日程第 7 報告第 1 1 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 8 報告第 1 2 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 9 議案第 4 3 号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号 熊野町道路占用料に関する条例の全部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 熊野町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 熊野町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 5 1 号 熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 5 2 号 熊野町中央ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 5 3 号 熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 3 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）に

ついて

日程第 2 4 発議第 3 号 熊野町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

日程第 2 5 発議第 4 号 熊野町議会会議規則の一部を改正する規則案について

~~~~~

9 . 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

議長 (馬上) 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、早朝より御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様におかれましては、いつも町議会に関心を持っていただきありがとうございます。傍聴していただくことで、私たち議員も適度な緊張感で臨むことができますことを喜んでおります。今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 1 5 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 2 4 年第 5 回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長 ( 馬上 ) これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、1 4 番佛圓議員、1 番沖田議員、2 番片川議員の 3 名を指名いたします。

~~~~~

議長 (馬上) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より 2 1 日までの 1 0 日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

議長 (馬上) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より 2 1 日までの 1 0 日間とすることに決定いたしました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。暫時休憩いたします。

(休憩 9 時 3 2 分)

(再開 9 時 3 3 分)

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

議会事務局長（立花） 諸般の報告をいたします。

9月21日、筆モニュメント除幕式を役場庁舎前にて行われ、議長ほか多数の議員が出席いたしました。

9月22日、筆まつりが開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

9月23日、「よみがえる王朝の雅」オープニングセレモニーが筆の里工房で開催され、議長ほか多数の議員が出席いたしました。

9月27日、総合防災訓練が町民グラウンドで行われ、議長ほか多数の議員が出席いたしました。

10月1日、熊野町観光キャラクター「ふでりん」観光大使委嘱授与式が、役場庁舎筆モニュメント前で開催され、議長ほか多数の議員が出席いたしました。

10月7日、第49回町民運動会が町民グラウンドで開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月10日、神奈川県秦野市議会会派新政クラブが、書道教育についての視察研修で来町され、議長が出席いたしました。

10月16日、熊本県津奈木町議会総務振興常任委員会が、伝統的工芸品熊野筆についての視察研修で来町され、副議長が出席いたしました。

10月20日、第45回筆の都熊野町民文化祭が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

10月24日、総務厚生委員会が視察研修を実施いたしました。内容といたしましては、広島県東京事務所において、広島ブランドショップTAUについて調査を行いました。

10月26日、平成24年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題は、平成23年度の決算認定や、平成24年度の補正予算、会議規則の一部改正などです。また、このたびの定例会で議長、副議長が

選出されるとともに、監査委員が選任されております。

11月1日、大内コレクション名筆展開会式が三原市リージョンプラザで開催され、議長が出席いたしました。

11月5日、産業建設委員会が視察研修を実施いたしました。内容といたしまして、農林省において、食と農林漁業の再生重点施策及び鳥獣被害対策について、また広島県東京事務所では、広島県の主要道路施策について調査を行いました。

11月12日、安芸郡町議会議長連絡協議会が府中町役場で開催され、議長が出席いたしました。

11月14日、第56回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席いたしました。内容としては、分権型社会の実現や町村財政の強化など、各種の要望事項を採択することを決定し、その実施方法についても協議、決定いたしました。大会終了後、「地方財政の現状と課題」と題し、地方財政審議会会長、東京大学名誉教授神野直彦氏による特別講演が行われました。

11月19日、20日の2日間で、文教委員会が視察研修を実施いたしました。内容といたしましては、東京杉並区和田中学校の取り組みについて、また公益財団法人日本英語検定協会について、検定についてそれぞれ調査を行いました。

11月24日、第80回全国書画展覧会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

11月27日、広島県町議会議長会定例議長会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成23年度決算や平成25年度予算などについて協議を行いました。また、この会議において広島市東部地区連続立体交差事業の早期実現を求める決議についてが、県内9町の議長の連名において議決されております。

12月2日、平成24年度熊野町農業祭が町民会館で開催され、副議長が出席し、代理で祝辞を述べております。

12月5日、議会運営委員会が開催され、第5回町議会定例議会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書、要望書が提出されていますので、御紹介いたします。事前にお配りしております陳情書、要望書等の一覧の資料をごらんください。

9月24日、「市町公共建築物等木材利用促進方針の策定についての要望書」が、社団法人広島県木材組合連合会ほか3団体の連名で提出されています。

10月10日、「地球社会建設決議に関する陳情書」が、横浜市在住の荒木實氏から提出されています。

10月26日、「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情」が、全日本年金者組合広島県本部から提出されています。

10月29日、「市町村管理栄養士配置に関する陳情書」が、社団法人日本栄養士会ほか4団体の連名で提出されています。

11月20日、「国庫負担をふやし、国保制度、介護保険制度の改善、高齢者医療制度の改善を求める陳情書」「生活保護基準の引き下げはしないことなど、国に意見書提出を求める陳情書」「夜勤改善と大幅増員で安全、安心の医療・介護を求める陳情書」「国家公務員給与特例法等を自治体に連動させず、地域自治体の施策と財政の充実を求める陳情書」「オスプレーの普天間基地への配置、配備を求める陳情書」「教育費無償化の前進を求める陳情書」「ゆきとどいた教育の前進を求める陳情書」が、軍費を削って暮らしと福祉、教育の充実を国民大運動広島県実行委員会から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。8名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、南田議員の質問であります。南田議員は欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により効力を失いましたので、続いて、14番、佛圓議員の発言を許します。  
佛圓議員。

~~~~~

14番（佛圓） おはようございます。

きょうは2点について質問をさせていただきます。

まず最初に、先般の町長選挙では多くの指示を受けて無投票で再選され、まことにおめでとうございませう。今後4年間、住民の視点に立った現場主義と情報公開、そして公平な行政運営を推進されることを期待しております。

さて、本日、熊野町の今後の農業政策についてをお伺いいたします。

先日開催された農業祭は、年々、盛会に行われており、農業者から丹精込めてつくられた農作物が750点も出品され、昨年より500点余りを大きく増加するなど、町民の

農業に対する意欲と考え方が変化してきているのではないかと考えられます。このような今日状況の中でT P Pの問題がありますが、本町の農業振興地域の現況と見直しについてどのように考えておられるか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。

農業振興地域の目的は、農業と農村の共存を図り、農業の健全な発展と、農用地の合理的な土地利用を図ることを目的に、農業振興地域を指定しております。この都市的土地利用と農業的土地利用の分離と共存を図るために、昭和62年3月、熊野町の都市計画区域の見直しを実施され、農地については農業振興地域の面積が26ヘクタールも縮小し、2,010ヘクタールになっております。そして、農業振興地域内の農地は5.8ヘクタールも減少して、224ヘクタールになっております。このように、農地が減少していることから、農業振興地域の見直しは緊急を要する時期に来ているのではないかと考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

次に、農業政策のもう一つの柱として、耕作放棄地の現況と再生についてをお伺いします。

昨年9月の定例議会において、600万円の補正予算を組んで、町内の耕作放棄地の調査を町外の地域の事情をよく知らない人たちが調査をされた結果、町内の耕作地は445ヘクタールありますが、耕作面積としては250ヘクタールで、そのうち82ヘクタールが耕作放棄地となっています。第5次熊野町総合計画の中でも、地域の暮らしと密着した農の里をつくるという目標の中に掲げておられる具体的な施策の一つとして、農地を有効に活用し、耕作放棄地をなくすると掲げてありますが、第5次総合計画の内容に沿って実施されるのであれば、具体的にはどのように実施計画がされているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、教育長にお伺いしたいと思います。昨今のうちどく事業の実施状況についてでございます。

読書は子供の心と豊かな成長になくしてはならないものと言われております。その中でも特に、うちどくは本を読むことを通して新たな発見があり、子供たちの感情も豊かになり、さらに家族や親子で本に親しむことが家族の会話が増し、心を寄せ合い、きずながさらに深まる大切な体験であると期待をされております。町長の施政方針の中でも、教育の充実と言われており、うちどくの実施を掲げておられます。本年度から各学校でうちどくノートを配布して実施しておりますが、一方、公民館活動でのうちどく事業の実施状況はどのように進捗しているのでしょうか。移動図書館こぐま号の廃止に伴い、

東部地区を始め、熊野町立図書館から遠方の町民への図書館のサービスはどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

以上、3点でございますが、町長の明快な御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 佛圓議員の二つの御質問のうち、1番目の今後の農業政策についての御質問は私から、2番目のうちどく事業の実施についての御質問は、教育長から答弁をいたします。

今後の農業政策についての御質問についてでございますが、全国的に農業経営は従事者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えており、熊野町においてもそれは決して例外ではないと考えております。本町におきましては、熊野農業振興地域整備計画に基づき、今後も農業振興に努めるとともに耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては都市整備課長から答弁をさせます。

~~~~~

議長（馬上） 横山都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（横山） 佛圓議員の、今後の農業政策についての御質問にお答えいたします。

まず、農業振興地域の現況と見直しについてでございますが、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、昭和63年に熊野農業振興地域整備計画を策定しています。この整備計画は、将来を見据え、地域の概況、農業振興の基本構想などの方向性を策定するもので、現段階では町内の市街化調整区域の約72%に当たる2,009ヘクタールを農業振興地域として定めております。また、その中でも長期にわたり農地として確保することを目的に指定した農用地区域が1,511.8ヘクタールを占めております。

今後の見直しでございますが、整備計画で定められた各地域ごとの特性を生かした農産物の生産を行い、農業経営規模の拡大や農用地の効率的な利用促進を図り、必要に応

じ、町の農業政策とあわせ、農家の皆様方の御意見を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地の現況と再生についてでございますが、本町では昨年度、農地の耕作状況の実態を把握するため耕作放棄地現況調査を行いました。調査は農地基本台帳に基づく、農地面積445ヘクタールから、官有地などの54ヘクタールを除いた391ヘクタールを対象に実施しました。その結果、耕作・保全されている農地が73.6%、農地以外の利用が6.8%となっており、残りの19.6%が耕作放棄地となっております。農業従事者の高齢化、後継者不足が主な原因と考えられるため、耕作放棄地の解消に向けた新たな担い手の育成や、農業外企業の参入誘導などの方策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 佛圓議員のうちどく事業の実施状況についての御質問にお答えいたします。

本年4月に始めて以来、7カ月を経過しましたが、最近の集計では、開始以来、一度も休むことなく続けている家庭が、小学校では16.5%、中学校では21.5%でございます。この中にはクラスを挙げて頑張り、ほぼ100%という事例もございます。また、一度も休まない完璧な実践とは言えませんが、7割程度までは行っているという御家庭は、小学校で28.1%、中学校で32.9%でございます。少しずつですが、すそ野は広がってきているという実感を持っております。

このような家庭での実践の背景には、気軽に家に借りて帰ることのできる学校文庫の充実や、先生からの声かけなど、各学校のさまざまな工夫がございます。教育委員会といたしましても、学校や担任を支援するため、全員研修として、夏には広島県教育長の講演会を開催いたしました。また、来月には学校での先進的、具体的な取り組みを学ぶ研修も実施することにしております。

また、町内の各公民館、図書館では、全ての館でロビーなどにうちどくコーナーを設けて、本の貸し出しに努めております。また、子育て世代の公民館講座参加者への呼びかけや、近隣の小学校にコーナー立ち寄りへの働きかけなども行っております。

広報くまのにも毎月、記事を掲載しております。特に11月号表紙では、うちどくフォトコンテストの受賞作品を町民の皆様にごらんいただいたところでございます。最近、NHKテレビでもローカルと全国版、それぞれ放送されまして、学校、家庭の様子とともに、町としての取り組みも全国に紹介されました。今後も家庭内のコミュニケーションを深め、言葉の力を高めるため、うちどくを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 佛圓議員。  
~~~~~

14番（佛圓）では、農業振興地域の見直しということは、当面考えておられないというふうに判断してよろしいでしょうか。

それと、耕作放棄地のことなんですが、先ほど課長さんからありましたが、農業外企業の誘致とかいうのが言われておりました。また、特産物のことも言われましたけど、農業外企業は新宮のほうに一つありますが、あのようなものを町内に広めていきたいというお考えでしょうか。

それと、特産物ということでございましたが、本町では稲作に次いで作付が非常に多い黒大豆というのがあると思います。これが現在、名称が黒大豆とか、また丹波篠山の丹波の黒豆とか、いろんな名称で呼んでおられるから、統一的なものにして、名称を一つにしてから、特産品としてやって生産していけば、かなりの収益も上がるんじゃないかなというふうに思います。というのが、反等当たり25万円ぐらい、枝豆で収穫があったというふうにも聞いておりますし、これも契約栽培的なこともされたりしての話でございますが、そのようなJAと連携をとりながら生産をしていけば、また販路の拡大にもなるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、そこらはいかが、黒大豆についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

うちどくについては、今教育長のほうからるる御説明がございましたが、最後に私が申し上げました、東部地区を初め、図書館から遠方の方へのPRというのがもう少し足りないんじゃないかなと思いますし、またこぐま絵本の会は、こぐま号の図書館のことは、廃止はいたし方ないといたしましても、これにかわる各西公民館、東公民館の図書の実充というのをおわせて検討していただけないものかと思っております。

それと、学級文庫の実充ということでございますが、これは先般、9月議会に山野議

員も質問されておりましたが、これはその後どのように充実されたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（馬上） 横山都市整備課長。

都市整備課長（横山） 佛圓議員さんおっしゃられましたように、今後の農業経営、農業振興につきましては、耕作放棄地等も増大しており、新たな農業経営者、農業の担い手等が必要になってくようかと考えております。先ほど申されました農業外企業、新宮地区にファーマーズという企業が参入しておりますが、こういった新たな担い手を見つける、そういったことも今後の農業振興に役立ってくるのではなかろうかというふうに考えております。

また、特産物であります黒大豆につきましては、現在、黒大豆生産組合が17軒の農家で構成されているというふうに認識をしております。この組合の皆様、そして農業委員会、また農協と連携し、今後の農業経営について協議、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

生涯学習課長（柴原） 図書館から遠い地域の皆様へのサービスということでございますけれども、西公民館だけでなく、東公民館にとっても、近辺の方々にとっても図書館というのは結構遠いところということでございます。

そこで、これまでもいたしておりましたサービスですけれども、地域イントラですとか、御家庭のインターネットから、図書館の図書を借りることができるというサービスを以前から行っておりますけれども、このサービスをこれまでも増して広く広めて利用していただく層をふやしていきたいというふうに、この機会をかえってむしろ利用の拡充の機会にしたいと考えております。

この予約方法ですけれども、なれてしまうとそう難しいものではございませんけれども、初めての方とか、パソコンを使いなれない方にとっては、ちょっとハードルが高いものと思われまますので、館のほう、あるいは課のほうで検討いたしまして、ある一定の

期間は丁寧に、一人一人に手をとって説明するというふうな機会を設けていきたいと思
います。これによって各公民館の現有の図書の活用ということもあわせて考えていき
たいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 学校の図書数でございますが、平成23年度に予算を頂戴いたし
まして、学校図書室の図書冊数の増強に努めさせていただき、現在では学級文庫も含め
ますと、町内6校全ての蔵書数は文部科学省が定めます標準冊数を超える状況となっ
ております。

また、うちどくに関しまして各学級文庫でうちどくコーナーを設けるなど、子供たち
にうちどくノートの利用促進を図るための本の紹介なども、各学級ごとに行うように努
めておりまして、うちどくの推進に努めている状況でございます。

以上です。

議長（馬上） 佛圓議員。

14番（佛圓） 農業のほうにつきまして、町長にちょっとお伺いするんですが、現在、
いろいろな問題、JAあたりは反対しておりますが、TPPについては町長はどのよう
にお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、うちどくにつきましては、徐々に町内に普及、学校でも普及しているよう
ですが、公民館活動で一層普及していただくようお願いして、私の質問を終わります。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） TPP、今衆議院選挙真っ最中でございます。政党が乱立して、各政党
とも多岐にわたってTPPに関しましても意見が出ております。

実現するかどうかわかりませんが、国際情勢から見て、基本的には交渉にはテー
ブルに着くということは必要だろうと私は考えております。しかしながら、日本の農業の現

状を考えますと、北海道の酪農であるとか、沖縄はたしかさとうきびとかこういったものでございますが、やはりこれらが関税法から外れると壊滅的な打撃になります。やはり国の根幹は農業にあるといっても過言ではございませんので、ＴＰＰには参加するが、テーブルに着いた後、やはり受け入れられないものは受け入れられないという態度をとってもらいたいという考えを持っております。

以上です。

14番（佛圓） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

議長（馬上） 以上で、佛圓議員の質問を終わります。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

1番（沖田） 1番、沖田です。私からは2点について質問させていただきます。

1点目に通学路の整備についてですが、熊野東中学校入り口交差点では毎朝100人以上の生徒が横断歩道を渡って通学しておりますが、信号待ちをする場所がなく、自転車通学の生徒は町道いっぱいになり、自動車との接触事故がいつ起きてもおかしくない危険な場所であると、保護者の方からも不安の声が多く寄せられています。文部科学省、国土交通省、警察の3省庁の要請で、全国の公立小・中学校約2万校が、本年8月末までに通学路の安全点検を行っており、熊野町内においても実施されておりますが、3省庁は11月末までに具体的な対策を検討するよう関係機関に求めています。

この場所は何年も前から東中学校PTAからも改善を求める声が寄せられていますので、信号待ちをする待機スペースの確保をしていただきたいのですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

次に、2点目に教育についてですが、いじめや児童虐待、不登校など、さまざまな問題を抱えながら学習指導に当たる教師の負担は大変なものであります。また、発達障害などの支援の必要な生徒への指導など、専門の知識がないと対応できないことも要求され、心の病になる教師もいらっしゃるという状況です。教師の学習指導力を向上させるためには、個人で研修するには限界があり、日々多忙な中ではなかなか時間がとれな

いのが現実ではないでしょうか。児童・生徒の教育環境改善のためにも、教師の資質の向上のための研修を町として支援していただけないでしょうか。

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の通学路の整備についての質問は建設部長から、2番目の教育についての御質問は教育長からお答えを申し上げます。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 沖田議員の通学路の整備についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、東中学校入り口の県道矢野安浦線交差点におきましては、特に朝の通学時において、信号待ちをする自転車通学の生徒が県道の歩道に入りきれないため、接続する町道の中に広がるなど危険な状況がございます。県道の歩道部において待機スペースを確保する工事につきましては、広島県西部建設事務所が窓口となっておりますので、早急に整備をしていただけるよう県と協議を行ってまいります。

また、本年11月下旬に、広島県西部建設事務所において、来年度に県に要望する事業のヒアリングがございましたので、この地区を町内の県道危険箇所として改良要望を既に行っておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

議長（馬上） 林教育長。

教育長（林） 沖田議員の教育についての御質問にお答えいたします。

沖田議員から御指摘いただきましたように、生徒指導上の諸課題の対応等に対して、これまで得てきた知識や経験だけでは十分対応できず、不安を抱えている教職員がいる現状がございます。しかしながら、学校教育の直接の担い手である教職員の活動は、子供たちの成長にかかわるものであり、とりわけその人格形成に大きな影響を及ぼすものです。このような専門職としての教職員の職責の重要性を踏まえ、教職員はみずからの

職能の向上を図るため、常に研修に努めることが必要だと考えております。本町の教職員におきましても、一人一人の能力や適正等に応じて、広島県教育委員会主催の指定研修や推薦研修、また希望研修等の受講を奨励しております。

また、町教育委員会主催研修も実施しており、本年度は管理職研修や主任等研修、初任者研修、また特別支援教育の研修や接遇研修等を13回計画し、これまで12回実施いたしました。それぞれの研修には、講師として広島県教育長や学校経営課長、学校教育課長や各課の指導主事、また県立教育センターの指導主事を招くなど、内容の充実を図っております。

中でも町の特色ある研修として毎年実施しております書写教育は、小学校の全教職員を対象とした年2回の研修でございます。さらに、各学校においても教育目標の達成に向けて、校内研修を積み重ねております。

今後も本町教職員の指導力の向上に向けて、町主催研修の内容の充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） 熊野東中学校入り口交差点についてですが、この場所は内科、外科、胃腸科、眼科、歯科、耳鼻科、皮膚科と病院が密集しており、通院されている高齢者の皆様からも早期改善の要望を多数伺っております。また、広電バスの停留所もあり、多くの方が利用される箇所でもありますので、また2年後に熊野黒瀬トンネルと東広島呉道路の全通により交通量は増加する一方ですので、今後とも引き続き強く県に要望していただきたいと思っております。

熊野町においては、教育委員会、学校関係者、町建設課、海田警察とともに点検を行い、同行させていただきましたが、通学路の危険箇所、問題箇所点検については、PTAや子供会、自治会などとともに、警察や行政関係者が行うことが大切であると思っております。行政はどうしても通学路という道路のハード面の管理、整備に目がいきがちになるという課題もありますので、生活者である住民目線での点検活動が重要であると思っておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~



議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 今御指摘のとおり、先ほど答弁申し上げましたが、既に協議には入っております。それで県のほうにも現地を確認していただいたりとか、それで待機スペースの規模ですね、今後そういったものを決めていただいて、来年度には予算化ということをしていただくようにはなっておりますが、今後ともその点につきまして、早期実現が図れるよう、協議、要望は頻繁に続けてまいりたいと考えております。

それから、また点検、それからそういったようないろいろなところの声を聞くというような場を、これはまたPTAの関係もございますので、教育委員会ともよく協議して、そういう対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） できれば子供たちにも参加していただき、大人ではわからない子供目線の危険なポイントを知るためにも、子供たちの意見を聞くことも大切であると思いますので、今後の取り組みを検討していただきたいと思います。

また、自転車通学に関しましては、生徒たちの運転マナーの向上にも、学校現場において自転車事故のDVDを鑑賞するなど、交通指導にも努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 先ほどありましたように、いろいろな形でPTAなどから危険箇所等につきまして、いろいろなお話を伺っております。また建設課とも協議をしながら進めていきたいと思いますが、まず子供たちにとって危険な箇所というのは、町内幾らかというか、かなりいろいろなところであろうかと思っております。それを全てどういうふうにしていくのかというのは大変難しいことがございます。実際にPTAなどから出していただいたものでも、去年の例では12カ所、それについては例えば道路の土地の買収が必要だとか、そういうふうなケースもございますので、むしろ子供たちに危険な場所ではどう

いう行動をとったらいいか、ちゃんと交通ルールを守ること、それからきちっと道路のちゃんとした端のほうを歩くとかという、そういうところが教育の場として大変大事なことだろうというふうに思っております。

そういう意味で、例えば熊野東中学校では、昨年、交通のマナーが悪いというような保護者等、また住民の方々からの連絡等もあった上で、子供たちの安全を守るためということで自転車通学を一時禁止したりというようなこともやっております。そういうふうな形で、常に定期的に子供たちに安全教育もやるとともに、そういうふうな形で子供たちに、自分自身の身は自分で守れるようにという教育を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、教育についてですが、さまざまな研修会に取り組まれているとのことで、大変御努力されていると感じますが、今後はグローバルな人材を育成するということで英語力が必須だと思いますが、英語教師の英語力は教員免許を取得したときが最も高く、現場が長くなると低下していく傾向があると伺っております。勉強のため、試験のための英語ではなく、将来社会に貢献できる英語を話せる人材を育成するためには、教師のレベルアップが生徒のレベルアップにつながると思います。そのためにも一定期間の研修に力を入れ、教育現場に生かしていける教師を配置することが大切だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（馬上） 林教育長。

教育長（林） ただいまの質問でございますが、英語教育ということでございます。これは一般的に言われることですが、英語の教員は、先ほど御指摘のように採用試験のときが一番高く、ついついレベルが下がってくるということを聞いております。

それで、かつて県教委もブラッシュアップ研修ということで、英語の教員を3年間で全部研修させた時期がございます。そういった意味で、できれば町といたしましても熊

野町の子供のために、熊野町の子供のためにはやっぱり教員そのものの語学のアップということは、ぜひとも必要ではないかというように考えております。方法につきましては、今後いろんな面から検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に、文部科学省の調査では、全国の公立小学校の教員約39万人のうち、約14万2,000人は2020年までに定年を迎えると予測されております。ベテラン教員の定年退職が進む中、若手教員の役割や負担が増加しているとのこと。業務の多忙さなども相まって、ベテラン教員の技術や指導方法は必ずしもスムーズに伝承されていないのが現状であると伺っております。このため、教育の質低下の防止へ学校現場は対策を急いでいるとのこと。熊野町においても研修会や公開授業などに取り組んでおられますが、現状を教えてくださいたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 教員の年齢が高くなるということで、なかなかその技術を伝えていけないままに教員が退職して、昔からの名人芸と申しますか、そういうものがなかなか伝わらないという現状があるということは理解しております。

ただ、熊野町につきましては大きく高齢化が進んでいるという環境では、教員の中でそうなっているという環境ではないということは一つございます。ただ、確かに昔と比べまして、教員同士のコミュニケーションというのは意外と少なくなっているという現状はございます。

そういう中で、昔は自然と先輩から後輩にいろんな形のノウハウ、実際に研修所では教えられないような細かいといいますか、そういうような技術を伝え合うということ、それが今難しくなっているというような現状はございます。なかなかそれらについて、簡単にこうやったらいいというのは難しいのですが、熊野町全体の取り組みといたしまして、確かに教員の教える技術、またはいろんな小道具を使ったりという、子供たちを

引きつける力、かなりいろんな形で差があると思います。そういうものを子供たちを育てていくという視点で、例えば英語の部会、これは小学校にも英語がございますし、中学校も英語をやると、こういうような状況でありますので、例えば英語の部会の中で一緒に研究をしたり、それから小学校から中学校をつないで教育するにはどうしたらいいかというようなことも含めて検討してもらえようような組織化を進めてまいれたらというふうに思っております。具体的には来年度以降に検討してまいるようなことではございませんけれども、そういう形で進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） ベテラン教員の指導方法が、若手教員に伝承されるよう努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、心の病などで教育現場から退く教師もいると伺っておりますが、町の現状をお聞かせください。また教師に対するメンタルケアはどのように行われているのでしょうか。

議長（馬上） 三村教育部次長。

教育部次長（三村） 本年度、熊野町の教員で心の病等で休職等をしている教員はございません。ただ、学校の中では校内研修という形で、メンタルな面についての校内研修は重ねてきてまいっております。教育委員会といたしましても、管理職に対するメンタル面での研修につきましては、校長会、それから町で行われましたメンタル研修にも管理職を参加させるなど、対応してきている状況でございますが、一番には各学校の中で校長、教頭、主幹教諭等が常々各学校を見て回るということの中で、教師の小さな変化に気がついて、早目の対応を行うということを重視しております。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 子供たちにとって教師は最大の教育環境であると思います。その教員に対する最大限の支援をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育基本法は2006年の改正で、保護者がこの教育について第一義的責任を有することを決めました。これはとても大切なことではありますが、世の中にはその責任を到底果たし得ない親がまれに存在するのも残念ながら事実であります。家庭が子育てを担う場として機能しなくなっているのです。

全国の児童相談所に寄せられた子供を育てられないという養護相談は3.5倍になっております。児童虐待事件も後を絶たない現在、子供は社会全体で育てるという視点も大切であると思います。いじめも児童虐待も、学校と家庭と地域が総ぐるみでかかわっていかなければならない喫緊の問題です。

教育とは社会のためにあるのではなく、教育のための社会を建設していかなければならないと思います。そのためにも学校と家庭と地域が協力して、子供を取り巻く教育環境を最善のものとしていくことが求められていると思いますが、町としてはどのように取り組まれているのでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 三村教育部次長。

~~~~~

教育部次長（三村） 児童虐待等につきましては、大きいものはございませんけれども、ケース会議等で継続的に観察をしている事例が一、二ございます。それにつきましては、町内部でのケース会議等を通じて情報の連携に努めておる状況でございます。

それから、地域の教育力の低下ということでございますが、各学校の授業参観等の後に懇談会等を開催しながら、そのことについても議論の一つとして話をしておりますが、一番には担任とその子供、それから保護者とのつながりの中で、家庭の教育の状況について細かくこちらから情報提供を行い、また保護者からも情報をいただくということの中で、その状況の把握に努めているところでございます。

ただし、確かに一部の御家庭の中では教育に関しての状況が十分でないこともございます。本年度、家庭教育相談アドバイザーを配置していただいております。そういう重大なケースにつきましては、学校の教員、それからチームとあわせまして、家庭教育相談員もその中に入って対応を始めたところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） 地域の方が学校に入ってくれば、子供たちは自分が地域の一員だと気づき、地域の方の中にも、自分の地域の子供たちという意識が芽生えます。学校、家庭、地域の三つがお互いに力を合わせていくことで、子供をより健全に育てることができると思いますので、これからもより一層強固な取り組みをお願いいたします。

最後に町長にお尋ねいたします。熊野町は教育の町宣言を行っておりますが、2期目の町政のかじ取りを行うに当たり、教育に力を入れていくとの力強いお言葉をお聞きいたしました。今後町として教育に最大限支援をしていただけたらと考えてよろしいでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） そう考えていただいて結構でございます。力を入れてまいります。  
以上です。

議長（馬上） 沖田議員。

1番（沖田） ありがとうございます。  
熊野で学んでよかった、学ばせてよかったと心から思える熊野教育の創造のためにも、今後ともぜひともよろしくをお願いいたします。  
これで私の質問を終わります。

議長（馬上） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

7番（藤本） おはようございます。7番、藤本でございます。

本日は1点について質問を行います。通告書にありますおでかけ号についてござい

ます。

先日の熊野町町長選挙において、町長はおでかけ号のことを述べられました。このことについて詳しく伺いたい。また、新たなコース、1日の本数、団地への乗り入れなど、幅広く住民がおでかけ号の恩恵を受けられるように細かく検討すべきと思いますが、どこまで検討していただけるのか、また再質問のほうで詳しく伺いたいと思います。

なお、12月3日、月曜日に全員協議会が開かれ、その場でおでかけ号についての説明がありましたが、同じ説明、同じ質問になることもあると思いますが、現在の議会では全員協議会の協議内容は公にされていませんので、せっかく議員全員が集まり、執行部と議事を踏まえ協議をしたわけですので、たとえ同じ説明、回答であったとしても、町民に我々議員の活動を理解していただく上にも、この議場で町民の皆様になりかわり再度問わせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の発言を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員のおでかけ号についての御質問にお答えいたします。

おでかけ号につきましては、実証事業といたしまして7月2日から12月22日までの半年間で試験運行を行っているところですが、運行開始から5カ月を経過した11月末の時点で、延べ3,105人、1便当たりの平均では4.1人の利用がございました。このような利用状況や、住民の要望などから、来年度、本格運行に移行したいと考えております。

しかしながら、本格運行ということになりますと、いま一度交通に関する法規制の観点から、警察署との協議や、何よりも利害に影響を及ぼす可能性のある路線バスやタクシー事業者との調整が必要であると考えておりますので、事業の検証結果とあわせて検討し、判断したいと考えております。

また、本格運行を実施することとした場合がございますが、その運行ルート等につきましては、これまでの試験運行期間中に住民の要望等を踏まえ一部変更を加えておりますが、現在、この状態、基本的な状態が住民に認知されており、加えて停留所につきましても、土地所有者などの御理解をいただきながら設けた経緯もございます。特に、バス事業者の運行する路線バスの存続が肝要であると考えておりますことから、路線バス

との競合を避けながら一定の時間で運行しなければなりませんので、これまで運行してきたルートが大きく変えるということは難しいと考えております。

しかしながら、当初の目的であります公共交通の利便性の向上及び高齢者等交通弱者の移動手段の確保を念頭に置きながら、議員御指摘のように幅広く住民に御利用いただけるよう、運行のルートや頻度を検討したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） まず、本年7月に実証運行が始まり、最初はどのような評価をいただくのか、我々議会も大変興味深く見てまいりました。しばらくして行き交う地域の皆様からの声を聞きますと、非常に高い評価でございまして、本当にありがたいことと思えます。いろいろな施策を行いましたが、これだけ直接的な高い評価がいただけたのは、2年前、今回とやりましたプレミアム商品券以来じゃないかなと、このように感じました。そして、このことから、この広い熊野町で公共交通機関の大切さ、重要性が改めて感じさせられたというふうに感じております。

そのことから言いますと、来年度、4月からまた実証じゃなくて、ちゃんとした運行になるというわけですが、その前にこれから3カ月余り休むわけですけど、そもそも実証検証というのはどこまでやられる、どのようなことを実証されるのか、検証されるのか、ちょっと聞いてみたいと思うんですが。

~~~~~

議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~

総務部長（内田） このたびの実証検証につきましては、コース、また乗降の状況というのを十分把握して、そういった形の中で地域の現在走っております公共交通との整合性や抵抗性という形のを検証してまいり、そういった中で今後続けていかれるかということを検証することが目的でございました。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 12月22日をもってとりあえず休止になるというのは、これは予算の関係、それとも4カ月近くかけて実証検証をするためですか。

議長（馬上） 内田総務部長。

総務部長（内田） 今から4カ月か3カ月になりますけど、この期間につきましては予算の関係ではございません。実際に正式運行をするということになりますと、町の主要的な公共交通であるバス事業者と、そういった形の協議、また実際的に長期間バス停を設置するということがございますし、いろいろな形で再度その調整期間をいただきたい。来年1月、実際12月22日までやりまして、その後ということになりますが、年明け早々から、そういった形の協議に入らせていただきたいと。また、2月に入りまして、今度は全体的な会議、これはバス会社さん、タクシー事業者さん、地域の利用者の方、県とか警察等の協議会というのを立ち上げさせていただいて、それから正式運行に行きたいということがございまして、その期間を設けております。

以上でございます。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 何でこの一時休止のことにに関して言うかと言いますと、全員協議会でも大瀬戸議員から続けることはできないかというふうに出ましたけど、ほんとせっかくやられとっていいものであるわけなんで、地域の人でも何でやめるのという形でよく聞かれるわけなんです。そのことを考えてみますと、実証検証というのは運行しながら同時に行いながらできたんじゃないかなと今さらながら考えるわけですよ。

本当なら11月ぐらいの時点でそういう補正予算とか何だかんだを含めましても、そういう運行をしながら検証させていった、その中でやっていくという手もあったんかなと。いろんな全然乗らなければこれはもう必要がない形になってしまうわけですけども、これだけ皆さんが利用されていい形で行ってた中で、そういう運行しながら検証なりなんなりをどんどんどんどん前に進めるという方法もあったんかなと思うわけなんですよ。

今後、何年先までを視野に入れた取り組みになるのか、また何をもって何を根拠として続けていくのか。非常に不透明な質問でもありますし、不透明な答えになるかと思いますが、とりあえず役場的な思いというのをここでちょっとおっしゃっていただければなと思うんですが。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 藤本議員の御指摘、本当によくわかるんですが、長期的にはやはり10年というのを目標にしております。その先のことはまだ言えませんが、したがって、この3カ月間は御不便をおかけしますが、そういったこともろもろをきちっと踏まえて、休みの期間をいただき、4月からきちとした形で運行したいということでございます。

来年4月から運行しましても、今度はいろんな問題点は運行させながら修正していくという形をとりたいと思いますので、どうかこの休みの期間、利用者の方には大変御不便をかけますが、御理解いただきたいと考えております。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） ここで食い下がっても延長されるわけでもないんで、ちょっと違うところから考えさせていただきたいと思いますが、この交通機関自体、生活福祉交通という位置づけからスタートしたような気がするんです。生活福祉ですから、福祉の部分で言っているものかどうなのかという部分ですが、例えばジャンボタクシーですか、このジャンボ型の車を使っていく中で、6カ月とか7カ月の期間でやっていくのであれば、今の形の車でも十分いいかなと。もちろんバス会社にもそういう負担もなかなか求められないし、でもここから先、ひょっとしたら10年ぐらいをめぐりに、目標にしてでもやられるという可能性もあるのであれば、今のジャンボタクシーを流用でなく、例えばリアのほうからリフトがついてて車いすが1台乗るよとか、そういうものも今後はタクシー会社さんに要求して、もちろん予算も上がるかと思いますが、そういうものを用意していただければ、今現在が乗車人員が例えば10名としましょうか。その車いすを積んでどうなんかなと言ったら、これ僕が見た分ではトヨタのハイエースなんですけど、スーパ

ーロングボディ、5メートル27センチのやつでやれば、車いすが1台乗ったことによって乗車人員が8名に、2名減ってしまうんですね、現実的に。だけど、生活福祉という部分で行けば、そういうものもありかなと思います。

要は今から質問したいことは、4月以降、せっかくやられるのであれば、もっといいものにしていただきたいからというところで、もう延長のことは言いませんので、そういう話からやっていきましょう。お願いします。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 今、藤本議員が言われたように、車のステップが高いという御意見を私は直接お伺いしております。それもすぐにはできないんですが、運行して1年、あるいは2年は経過しますけども、その間にいろんなことは運行をしながらいろいろ改善していきたいという思いは持っております。実際にそういった御要望にこたえていきたいという思いでございます。

以上です。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 今後、予算化されていく中で、そういう要望も踏まえた予算というか、入札とか、そういう部分を含めた提案をしていただいた中での契約という、入札という形ですね。そこらあたりもいろんな条件を、今町長がおっしゃったように、ステップが高いとかいうのも本当にそのとおりでありますので、こういうものでもちゃんとステップが出てくるやつもあるんですよ。だからいろんなところを担当課のほうでは研修、検証していただいて、本当に利便性がまたよくなったなというふうにとっていただけるようにしていただきたいと思います。

そして、今後10年先と言いますと、私も67になりまして、ひょっとしたら運転もできない状況になってるかもわかりません。そうしたことを考えますと、当たり前のごとくではありますが、毎年高齢者の方がふえていかれる。ふえるたびに行政サービスがどんどん低下していくということになりかねないんで、やはりそれを想定しながら、同時にスライドさせながらいろんなことに取り組んでいただかないと、手おくれになった

状況の中で何をやっても、町民の皆様から理解されないだろうと思いますので。

前、9月定例会でも言いましたけど、要はこの生活福祉交通プラス、さらにもっと言えば山奥のほうの町では例のデマンドがやっぱり結構使われてるいうんで、そこらは役場として、町として検討していらっしゃるんでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 立花副町長。

~~~~~

副町長（立花） 今回、実証事業としてやっておりますのは、あくまでも期間的なもので、平成19年に県の交通協議会というのがございまして、広電さんは阿戸線を廃止するというのを言われました。それで前町長まで広電さんにいろいろお願いして、損失補填するということまでしてやっておる状況です。この福祉交通につきましても、広電さんの思惑ですよ。じゃあ熊野町がそれをされるのであるならば、阿戸線を廃止しますよということと言われると困るわけです。だから、広電とこれから、先ほど町長の答弁もありましたが、これからの検証というのは、広電さんとそれから警察と、それから地元の方、地元というのはバス停ですよ、お借りしてる。そこらの調整も全部踏まえて、4月からスタートできるようにやりたいということで、今から動こうとしているわけです。

それから、デマンドというのはちょっと今のところ、最初は検討させていただきましたが、なじまないというようなこと。それでデマンドをいろんなところでやっておられますが、成功しておるといような例は余り聞いておりません。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 役場と申しますか、町長としてはやはり一番問題である広電のことを本当にいつも気にされながらやられてるんでありますので、そのことはよう理解しているわけですが、せっかくここまでいい形で、ほんまに町民の皆さんから評価を受けてるものなんですから、よりよいものにしたいという気持ちでこうして話してるわけで、決して今のやり方がぬるいとか、悪いとか言うつもりは毛頭ございません。

ここでずっと言っても恐らく同じような回答になりますので終わりにしたいと思い

ますが、全くもって最後になります、この福祉交通がおおむね成功したことを受け、今後も執行部として最小の予算で最大の効果がある施策をお考えいただきますことをお願いします。答弁は結構でございます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、藤本議員の発言を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は 11 時 5 分から。

（休憩 10 時 50 分）

（再開 11 時 05 分）

~~~~~

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、8 番、渡議員の発言を許します。

渡議員。

~~~~~

8 番（渡） 8 番、渡でございます。

町民の皆様方から、これから幅広い出費が多くなり、生活がだんだん苦しくなる上で、関心のあるところの税について御質問いたします。

国の財政状況は、国債においても 1,080 兆円、2 年ぐらまでは 800 兆円でございますが、現在は 1,080 兆円以上になっております。国は体力的にも限界に来ている。また、国税、地方税が多くなり、近いうち、将来、国民は税の戦国モードに突入いたします。

民主党政権は解散の前提条件として赤字国債を発行するため、特例公債法案、年金関係についてもデフレによる物価下落時の特例で据え置かれた年金を本来の水準に 3 年間で 2.5% 引き下げる法案を 24 年 11 月 16 日に可決成立されました。

国は国民に税金の負担増を投げかけております。よそ道にそれますが、二、三の例を挙げてみたいと思います。

消費税増税関係で、例えば 4 人家族、年収 500 万円として仮定した場合、17 万円ぐらいの負担増になります。また、年金の支払い、子ども手当の減額などを含めると、約 31 万円の出費がふえることになります。また、年金受給者においても、厚生年金の

場合16万円受給者の方に少なく入ります。医療費におきましても、所得によって違いますが、特例で現在10%になっていますが、従来の20%に、本来の水準に戻されようとしております。また、電気代も8%前後高くなるようなことをございます。以上の事柄が、きのう、きょうとメディアの話によりますと現実味を帯びてきております。

そこで質問いたします。国が標準税率を定め、町条例で税が決定する中で、増税される項目がございましたら、教えていただきたいと思ひます。また、国からの地方交付税について、3年間の推移をお聞きいたしたいと思ひます。

また、国民健康保険について、3年間一般会計から特別会計に幾ら繰り入れられましたか。

次に、国民健康保険について、広域化の拡大が議論されていると聞きますが、広域化についての基本的な考え方、検討内容、課題などについて、いかがでございましょうか。

以上、御質問いたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 渡議員の税関連についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の国が標準税率を定め、町条例で税が決定する中で、増税される項目があるかという質問でございますが、議員御指摘のとおり、地方税においては、各自治体の税は各自治体が決めるという制度になっており、議会の議決を経て、条例でその各自治体の税率を定めております。その際、参考となる標準的な税率を国において定め、各自治体は各自治体の財政状況等に応じて税率を検討し、税収を確保している状況でございます。本町で標準税率が定められている税目は、個人・法人の町民税、固定資産税、軽自動車税が該当し、全て標準税率と同じ税率でございます。

続いて、2点目の地方交付税についての御質問ですが、本町における地方交付税の推移につきましては、平成21年度が約17億5,000万円、22年度が約19億4,000万円、23年度が約20億7,000万円となっております。内訳としましては、21年度から福祉事務所を設置したため特別交付税が2億円程度増加しており、また町税の減少に伴い普通交付税が年々増加しております。

続く3点目、国民健康保険事業特別会計の一般会計からの繰入金金額ですが、平成2

1年度から平成23年度までの3カ年度の決算額は、総額で約4億1,700万円です。法令、または国の財政措置に基づく法定繰り入れのほか、事務費等の財源に充てたもので、歳入不足を補う、いわゆる赤字補填のための繰り入れは生じておりません。

次に、4点目、国保の広域化ですが、広域的な財政運営のほか、広域連合などの新たな国保運営主体の設置について、県と全ての市、町が参画して検討をしております。広域化による規模の拡大は、保険者の財政運営上のリスクを緩和し、事務効率化にもメリットがあると考えられますが、財政負担のあり方や市町ごとに異なる保険税の取り扱いなど、広域化を進める上で避けて通れないさまざまな課題がありますので、それらを慎重に検討し、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険に関する詳細につきましては、住民課長から答弁をさせます。

以上です。

議長（馬上） 宗條住民課長。

住民課長（宗條） 渡議員の御質問につきまして、国民健康保険に関する詳細を答弁いたします。

3点目の平成21年度から平成23年度までの3カ年度の決算額は、総額で4億1,746万5,815円でございます。その約8割に当たる3億2,941万8,025円は法定繰入金と呼ばれるもので、保険税の軽減措置などに対する国・県負担金や、国保財政の安定化を目的に措置された地方交付税など、一般会計が収入した国保の運営財源を特別会計へ移転したものでございます。

このほかに、約8,804万円を繰り入れております。その約7割に当たる約6,196万円は国保運営のための事務経費に充てたもの、残る約2,608万円は福祉医療費助成制度の影響で増加したものとみなされ、国庫負担金の算定から除外される医療給付費相当額分を財源補填したものでございます。

なお、町長からもありましたが、実質収支が黒字でしたので、赤字補填のための繰入金は発生しておりません。

次に、4点目、国民健康保険事業の広域化ですが、法改正により、遅くとも平成27年度には全ての医療給付費の財政運営を県単位で行うこととなります。現在、高額な医療費が発生した場合の国保財政への影響を緩和する仕組みとして、30万円を超える医

療費については市町からの資金の拠出により協働して財政運営をしておりますが、これを全ての医療費に拡大するものでございます。

これにより国保財政の安定性が強化されますが、これを契機に市町の間で生じている財政負担や保険税の格差の是正に資する資金の拠出方法について検討しているところでございます。また、運営主体の県単位化もあわせて検討しております。

具体的には、現在市町が保険者となり制度を運営しておりますが、これを広域連合など、県単位で新たに設置する運営主体に移行させてはどうかというものでございます。その実現には保険料の算定方式の統一、加入者の負担水準の均一化、市町により異なる国保財政運用ルールの一本化、新たな運営主体と市町の役割分担の取り決め、電算システムの一元化など、多岐にわたる課題が想定されることから、調整のために相当の期間を要するものと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） どうもありがとうございました。

質問1の件でございますけど、固定資産税については3年に1回評価がえが行われるわけでございます。熊野町の場合に測量の関係で200平米、例えば200平米あるものを180平米で各家庭に税をとっておられますけど、そういう見直し的なことはどのようにこれからあるかを教えてもらいたいと思います。

それから、2番目の交付税の3年間の推移でございますけど、21年度と22年度を比較した場合、1億8,000万円ほどふえております。また22年度と23年度を比較した場合に、1億3,000万円ふえております。いつも大阪の橋下市長が、政府は地方自治体にお金をばらまいて、したがって自治体が無駄遣いをするんだということを何遍もお聞きしたことがございますけど、こういう関係はこの交付税に関係してるのではないかと私なりに思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、4番目の広域化についてはわかりましたが、適宜報告をこれからもしていただきたいと思います。

そして、最近赤字繰り入れがないということではありますが、今後の見込みはいかがでございましょうか。赤字が発生した場合、保険税の値上げに直結するかどうかをお答え



願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 渡議員御質問の200平米を境にしたものについては、宅地の評価のときに200平米未満と200平米以上のものについて、200平米未満については6分の1を掛けて課税する、200平米以上のものについて3分の1を掛けて評価するというものじゃないかと思えますけども、これにつきましては今のところ見直しについてはございません。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法企画財政課長。

~~~~~

企画財政課長（民法） 先ほど交付税のほうは21年度から22年度、そして22年度から23年度増加しておりますということですが、この主な原因といたしましては、町税、税収が落ちておりますので、税収が落ちますとそれに伴って交付税がふえるという仕組みになっておりますので、それで若干ふえております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 宗條住民課長。

~~~~~

住民課長（宗條） 国保特会への一般会計からの赤字繰り入れの今後の見込みということでございますが、平成25年度につきましては、現在予算精査中でございますので確定的なお答えはできませんが、ここ数年と比較いたしまして、財政に大きな変化を及ぼすような要因はないものというふうに考えております。

そして、平成26年度、平成27年度につきましては、短期的な財政推計を行っておりますが、若干の赤字補填の必要もあり得るのかというふうに予測をいたしております。これら見込みにつきましては、今後の精査の結果でありますとか、実際の給付水準の動向等によりまして変わってくるものでございます。

次に、国保財政が赤字となった場合に保険税の値上げということが直ちに起きるのかという御質問でございますが、国保税の改定は、中期的な保険財政の推計を踏まえて、収支を踏まえて行うことが基本であろうかというふうに認識をいたしております。ただ、現状におきましては、社会保障税一体改革による国保への追加的な財政支援措置であるとか、先ほど申しましたような県を単位とした広域運営の議論等々がございまして、近い将来に国保財政に影響を及ぼすような、不透明で流動的な要素がございます。したがって、保険税の改定にはこれらを考慮した総合的な判断が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 渡議員。

8番（渡） 民法課長に質問いたします。

税収が少ないから交付税が多くなったと。もし国が現在のような状態ですと、今までどおりに交付税が送付されるとはちょっと考えにくいんでございます。そういうことについてちょっと御質問いたします。

それから、4番目に関連するんですけど、結局、治療費が年々高齢化が進んでふえるわけですが、ふえないことに関連しまして、ジェネリックも町のほうとしてもいろいろ考えておられます。ですから、こういう面につきましてもいろいろ考えてほしいと。

それから、病院からいただくお薬を各家庭にため込んで、多く眠っているという、これは日本全国を言いますと1兆5,000億円ほど、金額に直しましてあるそうでございますけど、そういう面も町民の方に働きかけをしていただきたいと思います。

民法課長、お願いします。

議長（馬上） 民法企画財政課長。

企画財政課長（民法） 議員御指摘のように、国のお金がなくなりますと当然交付税、国が直接現金をくれる現生は少なくなると思います。それで、最近は臨時財政対策債、国に現金がないということで町がお金を町債、借りるということで、この臨時財政対策債を借りるよということが来ておりますので、この臨時財政対策債、こちらのほう

がふえるんではないかと予想いたします。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 宗條住民課長。

~~~~~

住民課長（宗條） ジェネリック医薬品、後発医薬品についてでございますが、ジェネリック医薬品への切りかえによって、窓口負担額がどの程度軽減できるかといったようなお知らせをする取り組みを現在行っているところでございます。引き続きましてジェネリック医薬品の普及促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、家庭に眠っている使い切られていない医薬品についてでございますが、一般論といたしましては医師の処方による薬につきましては、医師の指示に従いまして、その用量であるとか、用法を守って使用していただくということが、処方によるより期待される医療の効果が十分に出るものというふうに考えられますので、患者本人にとりましても、医療費の適正化の面におきましても、これは大切なことだというふうに考えております。

現在、調剤薬局のほうでも調剤の履歴を確認して、いろいろアドバイスをするといったような取り組みがなされていると思いますが、保険者といたしまして、今後どのような取り組みが可能なのかといったことを考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~

8番（渡） どうもありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、渡議員の質問を終わります。

続きまして、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~

4番（民法） 4番、民法でございます。

私は今回町長2期目に当たり抱負と、熊野トンネルの無料化についての2点、通告書に従いまして町長に御質問をさせていただきます。一括方式でよろしく願いいたします。

まず1点目でございますが、11月13日に告示されました町長選挙におきまして、三村町長は再選を果たされました。無投票当選は、町長の4年間の実績を多くの町民が評価されての結果と思っておりますが、これから2期目の町政運営における抱負を述べていただきたいと思っております。

また、その中で2点についてお聞きしたいと思っております。町長は教育問題、特に学力向上対策に力を入れておられますが、子供の力を育むためには、知、徳、体をバランスよく伸ばしていくことが大切だと思います。最近、子供の体力、運動能力が低くなっており、以前に比べて運動、スポーツに接する機会を持たなくなっていると指摘されています。基礎学力向上はもちろんですが、子供のときからスポーツの楽しさや喜びを味わうことで、体力、運動能力を高め、ひいては学習意欲の向上や責任感、互いに協力し合って友情を深めるといった、好ましい人間関係の形成等につながるものと思っております。

そのためには、小学生になればスポーツ少年団に入り、中学生から運動部に所属して県体、高校生になったら全国大会で活躍できる子供に育ててほしいと思っております。町としてグラウンドなど、教育施設の利用、指導者の支援に力を入れていただくことを願います。

次に、定住、交流人口の増加を目指すためにも、なでしこ効果があり、東京も出店した熊野筆の勢いを継続するためにも、町内に宿泊施設を伴った民間施設の誘致、または民泊を推進するなど、観光分野に力を入れていかれてはいかがでしょうか。町の活性化につながる民間活力の導入、また国等補助金などを活用して、町民の負担とならない施設の建設、誘致を検討していただきたいと思っております。

次に、2点目でございますが、これまで多くの議員さんが質問されています熊野トンネルの無料化についてでございますが、熊野トンネルは平成2年12月に開通し、30年の償還完了予定ですので、8年後の平成32年12月には無料化される予定でございます。トンネルは現在、朝のピーク時には約55%が利用し、1日平均約8,500台が通行している状況で、緊急車両や日ごろは矢野峠を通行するものでも急ぐときにはトンネルを利用し、非常に役立っております。

住民はいざというときにはトンネルを通れば時間がかからないといった安心感もございます。しかし、8年後に無料化されるほとんどの車両は、熊野トンネルを通ると予想されます。そうすれば、幾ら道路が2車線でも、トンネルは1車線なので、また以前のように平谷交差点を先頭に出来庭地区まで渋滞するのではないかと心配されます。

現に、無料の呉の休山トンネルは、ほとんどの車がトンネルを通行し、トンネル前後は2車線ですので休日でも渋滞しており、呉越峠を通る車は非常に少ない状態です。まさに本町でも同じ状況になるのではないかと心配されます。また、2年後の26年度には、熊野黒瀬トンネルと東広島呉道路が全線開通いたします。そうなれば、矢野安浦線の交通量は現在よりかなりふえ、町内は今まで以上に渋滞し、住民生活に影響が出るのではないかと心配いたします。

そこでお尋ねいたしますが、呉の休山トンネルでは新たなトンネルの計画があるということですが、熊野トンネルではもう1本掘るという計画はないのでしょうか。現在の土木技術であれば短期間で整備できると思いますし、第2トンネル構想があるというのを以前お聞きしたことがございます。無料のトンネルが無理ならば、100円程度の有料トンネルでも構いませんので、県に働きかけていただきたいと思います。

以上、2点につきましての答弁をよろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の二つの質問のうち、1番目の町長2期目の抱負についての御質問は私から、2番目の熊野トンネルの無料化についての御質問は建設部次長から答弁をさせます。

私は、さきの町長選挙において、町民の皆様方の温かい御支援をいただき2期目の重責を担わせていただくことになりました。今、その責任の重さを改めて痛感し、身の引き締まる思いでございます。また初心にかえり頑張ってまいりたいと思っております。

さて、私の2期目の町政運営に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、単独町政を堅持することを前提として、昨年度からスタートいたしました第5次熊野町総合計画は、目指す将来像を「ひとまち育む筆の都熊野」と掲げ1年半が経過いたしました。この間、各施策目標に沿った事業は順調に進捗しておりますが、さらに実施に必要な事務事業を明らかにするため、先般、25年度から3年間の実施計画を策定し、総合計画を具体的に展開してまいりたいと考えております。

まず、『こころもからだも健やかな「ひと」を育む熊野』でございますが、児童・生

徒の学力向上対策を進めるとともに、小・中学校全棟の耐震補強工事については平成27年度までの完了を目指し、教育の町熊野にふさわしい学習環境を整えてまいります。また、定住人口の維持・増加に向けて子育て世代から選ばれる町となるよう、子育て支援施策の充実を図ってまいります。

さらに、『暮らしやすく元気な「まち」を育む熊野』でございますが、本町の課題であります道路網の整備におきましては、県等関係機関との連携をさらに強化して推進してまいります。

下水道整備は、国の交付金が減額され完了時期が延びておりますが、29年度の町内全域完了を目標にして整備してまいります。

また、深原地区の造成事業は、来年度インフラ整備が完了いたしますので、その後は企業誘致に力を入れ、雇用の創出を図ってまいります。

公共施設の老朽化対策といたしましては、維持・補修の長期計画に基づき、町民体育館の屋根の改修、西公民館の建てかえ、あるいは熊野団地内の水道の石綿管を改修するなど、計画的に取り組んでまいります。

また、防災面では、防災備蓄の拠点を整備するなど、安全に、安心して暮らせる基盤づくりを進めてまいります。

地域産業の振興では、なでしこ受賞から注目されております広島駅や東京の熊野筆ブランドショップの支援を行ってまいります。

そして総合計画における行政運営基本計画でございますが、2期目におきましても、各自治会において地域懇談会を開催するとともに、新たに職員が住民の要望にこたえて地域に出かける出前講座の開催を検討しており、これからも住民の皆様方との対話を大事にしてまいりたいと考えております。

今後も厳しい財政状況が続くものと予想されますが、限られた予算の範囲内で行財政改革をより一層進めて、効率的な行財政運営を進めてまいります。

また、議員御質問の子供の体力・運動能力の向上対策についてでございますが、体力・運動能力の向上は、学力の向上とともに、教育の根幹をなす重要なものであると認識しております。

続いて、宿泊施設を伴った観光施設の誘致につきましては、民間都市開発推進機構の資金等を活用した、住民参加型まちづくり施設整備事業補助金による町の支援を広く周知し、町内の団体や民間企業の御協力に期待したいと考えております。

最後に、私はこれからの4年間、笑顔で暮らせるまちづくりに全力を尽くしてまいり
所存でございますので、引き続き、議員各位並びに町民の皆様方の格別なる御理解と御
協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） 民法議員の、熊野トンネルの無料化についての御質問にお答えい
たします。

現在、県道矢野安浦線の平谷交差点では、特に朝夕の通勤時間帯におきまして慢性的
な渋滞が発生しており、熊野トンネル無料化後は県道から熊野トンネルに交通の流れが
大きく変わるものと想定されます。

本町周辺部の道路整備状況は、平成25年度に国道2号東広島バイパスが広島市安芸
区瀬野地区まで延伸予定であり、平成26年度には東広島呉道路が開通予定となってい
ることから、周辺部の整備が進められることにより、町内の矢野安浦線を経由している
交通量が減少するものと考えられます。

しかし、もう一本トンネルを掘削して有料道路事業を活用した熊野トンネルの4車線
化につきましては、現在計画はなく、現行の通行車両台数では難しいものと聞いており
ます。トンネル料金の変更については国の認可が必要となり、これまでいろいろと取り
組んで経緯もございますが、非常に困難であると考えております。

先ほど申し上げました近隣の主要幹線の整備状況による今後の通行車両の動向に十分
注視し、現状に応じて利便性向上に向けた要望活動を続けてまいりたいと考えておりま
す。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） いろいろと御答弁ありがとうございました。

三村町長におかれましては、今回総合計画の実施計画を策定されたところですので、
これから4年間、総合計画に沿ったまちづくりを強く推進していただきたいと思いま
す。

また、熊野の子供たちが健やかに育つため、学力向上対策とともに体力・運動能力の向上にも力を入れていただきたいと思います。

それから、宿泊施設の誘致は難しいとは思いますが、今あるK - J I Nなど、観光施設を積極的に活用を行い、定住・交流人口の増加に向けて検討していただくようお願いを申し上げます。

次に、熊野トンネルの無料化ですが、本町は鉄道も国道も高速道路もない、全国でも数少ない自治体でございます。昭和40年代以降、広島、呉のベッドタウンとして人口が増加してまいりましたが、少子化時代を迎え、平成16年から人口減少を続け、ここ数年間は高齢化が急速に進んでおります。

トンネルができて22年たちましたが、海田矢野に住んでおられる方から見れば、熊野はまだまだ交通不便地域という印象がありますので、熊野トンネルの無料化は我々町民にとってはとても喜ばしいことだと思います。しかし、昭和時代の渋滞に戻っては意味がないと思います。また、路線バスもトンネル経由であれば定時運行していますが、渋滞すればバスの運行にも支障が出るものと思われま。一番困るのは、毎日広島方面へ通勤、通学する町民とその家族でございます。

無料化まであと8年でございます。今後、本町の交通体系を真剣に考える時期にあると思います。矢野安浦線の改良はこの22年間で広電営業所から川角交差点まで進んだだけでございます。現在、呉地地区で工事が行われていますが、矢野安浦線へ接続するにはまだ相当の年数がかかると思います。局部改良だけではなく、全線の道路整備が重要だと思います。

熊野トンネルはこれまで22年間、正規の料金をずっと払い続けております。現行料金で無料化を待つのか、料金値下げを要望するのか、町民や利用者など、アンケートをとるなどして、県へ町民の声を届けていくことが大事ではなからうかと思ひます。

早期無料化が難しいのであれば、まだ8年ございます料金所の維持管理費削減と混雑解消のためにETCの設置を要望してはいかがでしょうか。海田大橋には既にETCが設置されております。ETCであれば、よく目にするんですが、コインを外にこぼしたり、カードで手間取ったりして、かなり後ろの車に迷惑したりすることもございます。そういった心配も、手間も省け、利用者は大変喜ぶと思うんで、この点についてどのようにお考えか、もう少し詳しくお願いいたします。

~~~~~



議長（馬上） 森本次長。

建設部次長（森本） 民法議員の再質問でございますが、昭和の時代の渋滞ということと、全体的な県道の道路改良、それとE T Cの要望、3点ではないかとお聞きいたしました。

先ほども本町周辺の道路整備について御説明をしたところでございますが、東広島呉道路の開通によって一時的には熊野トンネルの通行量は増加すると考えられますが、今後安芸バイパスの整備により、県道矢野安浦線を通行する車両はうんと減少すると考えられます。また、昭和の時代とは異なり、熊野トンネルプラス県道矢野安浦線がございます。目的によって使用する道路の使い分けを行うことにより、過去のような大きな渋滞は発生しないものと考えられると思います。

次に、県道の全線改良ということでございますが、本町におきましては、町内を縦断する県道矢野安浦線は交通網の根幹をなす重要な路線であり、この路線の4車線化は、今後、熊野町の発展を支える重要な事業であると考えております。これまで県で実施された整備事業に対しては町も全面的な協力を行っておりますし、今後も県との協力体制につきましましては、より強固なものにしていきたいというふうに考えております。

しかしながら、バブル崩壊後、たび重なる経済危機がございまして、残念ながら公共事業の予算は年々減少しております。しかしながら、今後できるだけ多くの予算配分が本路線に行われるよう要望活動を行い、県との協力体制を、先ほども申し上げましたがより強固にすることにより、一日も早い事業の完了を目指してまいりたいと考えております。

E T Cの問題でございますが、広島熊野道路は通行料金を徴収することにより30年間で建設費を償還すると、あわせて道路の維持管理費も充てられておりますので、今後8年後には無料開放の予定でございます。広島熊野道路の交通量は平成17年度から減少に転じ、昨年まで変わらず減少しておりますので、E T C設置による新たな整備を行った場合、E T Cに係る初期投資及び維持管理費の支出、及びまた交通量の減少による料金収入の伸び悩みにより、無料開放の時期に影響を及ぼすことが予想されます。よって、現状ではE T Cの設置は非常に難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 民法議員。

4番（民法） いろいろと御答弁ありがとうございました。

軌道系を持たない本町の住民にとっては、広島熊野道路というものは広島方面へ出る主要幹線道路でございます。2年後には熊野黒瀬トンネル、津江トンネルと東広島呉道路が全線開通すると交通の流れが大きく変わってくるものと思われま。これ以上の渋滞を招かないように新たな道路整備を行うか、経済的に町民が喜ぶ早期無料化、またETCの設置、早急に検討をお願いしたいと思ひます。

先ほど森本次長が言われたんですが、ETCのほうも結構お金のほうも大変な金額ということを知りましたので、なかなか海田大橋と熊野と比較すれば当然交通量も少ないということではなかなか無理かと思うんですが、そこらを含めてまた検討をお願いしたいと思ひます。何の対策もとらずに無料化を迎えることだけは避けていただきたいと思ひます。

8年といっても、新たな計画を立て道路整備をするには時間が限られております。矢野安浦線のバイパスもなかなか進みません。総合計画が目指す人口2万5,000人の筆の都を維持するためには、町外から子育て世代を呼び込むことが必要で、道路網の整備は不可欠です。町長におかれましては県とのパイプを最大限生かして、早期に本町の道路網の見直しと整備をお願い申し上げ、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、民法議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分から。

（休憩 11時55分）

（再開 13時30分）

議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

10番(山野) 10番、山野です。

2点について御質問いたしますので、どうぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

9月議会において町長は、老朽化している西公民館の建てかえについて質問したところ、来年度、25年度には実施設計、平成26年度には工事着手するために、地域住民の意見を聞くという会を持つと聞いております。持たれた結果、どのような施策を計画されているのかをお尋ねしたいと思います。

2点目について、町内の中学生女子サッカークラブの創設についてお尋ねいたします。9月議会の補正予算でなでしこジャパン日本女子サッカーチームの波及効果で、熊野町は女子中学生サッカーチームを創設するための補正予算220万円が計上されました。その結果、現況、あるいは今後の活動予定などについてどうするのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

~~~~~

議長(馬上) 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長(三村) 山野議員の二つの質問のうち、1番目の西公民館建てかえについての御質問は私から、2番目の町内女子サッカークラブの創設についての御質問は教育部長から答弁をさせます。

9月議会での一般質問及び答弁を受けまして、10月23日、西公民館において懇談会を開催いたしました。関係各自治会の会長さん、公民館運営審議会の委員さん、地元商店街代表者の方々などの関係者に御出席いただき、意見を伺いました。

出席の皆様からは、地元貴船地区近辺のにぎわいへの影響を懸念される御意見や、遠くなる、また高齢者に不便といったお声も頂戴しました。しかし、一方、現在の館の状況として、町内の各地域から自動車で来館されている方が多い現状や、駐車場の問題が最重要とする御意見もありました。

これらの御意見から、受けとめるべきものは受けとめ、今後は議会との協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長(馬上) 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） 山野議員の女子サッカーについての御質問にお答えいたします。

9月議会で補正していただきました文部科学省の運動部活動地域連携再構築事業は、学校の枠を超えて女子サッカー部を新設し、スポーツへの関心を高め、運動部活動を活性化することを目的としております。これまでに学校やスポーツ団体等で協議会を設置して全体を運営するとともに、町内児童・生徒のスポーツに関するアンケート調査を実施し、現在集計中でございます。

練習会や実技講習会も既に何度か実施いたしました。町内の女子小学生、中学生58人が登録し、練習に励んでおります。町外のサッカークラブや高校女子サッカー部から年齢の近い選手の応援もあり、毎回大変盛況を呈しております。また、12月15日にはなでしこジャパンの宮間あや、福元美穂の両選手をお招きして、サッカートークで町全体を盛り上げていく予定でございます。

今後は引き続き中学校と連携する中で、具体的な部活動の構想を検討してまいります。あわせてアンケートの結果を町内児童・生徒のスポーツ環境向上に向けて役立てていくことにしております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） 貴船地区のにぎわいという件に関しては、今、坊主山商店街がかなり衰退しております。今後10年間たつとあの地区がどうなるのかという、そういう住民の人口動態というものを調べられたことがあるのかどうかということと。

それから、公民館を利用されている、今68グループがあるんですけども、そのグループの年齢層がどのくらいの方が利用されているのか。あるいは車で利用されているのが実際に大体どのくらいの方がいらっしゃるのかということもあわせて調査されたことがあるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

~~~~~  
議長（馬上） 柴原生涯学習課長。

~~~~~  
生涯学習課長（柴原） 貴船地区のにぎわいということでの御心配ということに関連い

たしまして、人口動態がどうかというところを、特に貴船地区、そしてどこまでを公民館域とするかということもございますので、西公民館は東公民館、それから町民会館と並んで三つの公民館ということになっておりますので、大きく西公民館が、ただいまありましたように初神のほうから、新宮のほうから、川角のほうからも来ておられます状態を考えますと、ただに近辺とはいきませんけれども、とばかりは考えられませんけれども、西公民館の少なくとも3分割したときに考えられる館域ということでの人口動態を特に調査したことはございません。大きな町の中の三つの公民館の中の地域の中で、約400メートルほど動くというふうにとらえておりますので、人口動態をどこの、貴船地区について、あるいは東山について、柿迫についてというふうな形での調査はいたしておりません。必要に応じてまたそこらはやってまいりたいと思っております。

2番目に、68グループの中の年齢層ということでございますけれども、年齢別ということのきっちりとした資料があるわけではありません。以前にもここでお答えしたかと思いますが、おおむね各館長さんの感触、会員の感触ということで、高齢化は大分進んでいるよだということはお手応えはございますけれども、各人の、各グループの中のそれぞれ数人ずつの方について、年齢を調査してということは今いたしておりません。

3番目に車で来る人はどれぐらいかということで、公民館のほうにこの夏前からお尋ねをいたしましたところが、7割から8割程度、大人のもちろん来館者ですけれども、7割から8割程度というふう聞いておりますので、そのことを踏まえて検討いたしております。

以上です。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） 先日ちょっと公民館の館長さんとお話ししたところで、約68のうちの40以上のグループが65歳以上の方のほとんどの利用ということで、これらが約10年たつともう既に次の時代には活動しているかどうかということが非常に問題だと思うんですね。

今ここで、今の現時点の場所で建てかえて3階建てにするとすると、今度はそれらの人たちが3階まで上がったりおりたりすることとか、あるいは緊急の場合に避難できるかどうかということを考えると、ちょっとせつかく今お金も予算もあると言われるんだ

ったら、ぜひとも今のみらい園の近くにやっていただければ、将来あそこに大きな施設ができるのならば、みらい保育園とあるいは連携しながら、3世代、4世代の交流の場ができるんじゃないかなと思います。

車で来られない人も、西公民館はバス停が遠いから、バスで行きたいんだけどもまたその坂を少し、たとえば50メートル、100メートル歩くのもちょっとしんどいという方がいらっしゃるんですね。だから今のみらい館のところでバス停が近くて、そして駐車場もたくさんあって、そして隣には保育園があって、大きな裏の広場があるというのは、非常に地域的にはいいんじゃないかなと思っております。

どうでしょうか、どう思われますか。町長。

~~~~~  
議長（馬上） 藤森教育部長。

~~~~~  
教育部長（藤森） どの場所がいいのかということもございしますが、実際問題のところ、場所といたしましては実際400メートルほど南側に移る場所と、今の場所というのを検討しているということで、これはどうなのかというのは我々も思っておるところでございます。実際に、町のにぎわいというような点でから本当に大きな影響があるのかも、我々はその点に関しては素人ですので何とも言えないところがございます。

そういう中で、一つは使われる方の利便性を考えた場合、今車社会の中でどうあるべきかということを考えれば、当然駐車場がたくさん欲しい。それから、もう一つは現実問題として、2階、3階に全ての人に上がっていただいた中で、じゃあいざ防災対策というのは本当に有効なものがとれるかということも、もう少し考えなきゃいけない部分もあるのかもしれないというふうに思っております。

議員の申された御意見につきましてはしっかり受けとめさせていただいて、進めさせていたきたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 山野議員。

~~~~~  
10番（山野） 今の場所でもし1年間休館ということになると、また新たにどこかを借りてその活動の場所を提供するということになるとかなりの予算もかかるということ

ですし、1年間休館ということになると、とてもまたそれを存続するグループがどれだけ残るかなという懸念もあります。そういったことをちょっと聞いてみますと、やはり1年休むならやらないと、意欲がなくなってくるだろうというようなこともありますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

それから、昔この庁舎を建てるときに、中溝からこっちに移るときに、かなり反対がありました。中溝地区は寂れるんじゃないかというんで。でも実際にはあそこに大きな大型バスも通らないし、駐車場もスペースもないしということでこちらにかわってきた事情がありまして、今ならば町民会館、あるいは図書館、あるいは庁舎といった、3体の施設ができて、非常に便利をこうむっていると思いますので、ぜひともいろいろ考慮していただきたいと思います。

それと、もう一つ、西公民館ができるなら東公民館もぜひともやってもらえないかという、あそこも非常に使い勝手の悪い、駐車場のないことなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） 当然、西が終われば東は次にかかるつもりでございます。私が申しておりますように、既存インフラ、相当老朽化しております。高速道路でトンネルの落下事故があったように、既存インフラの整備については計画的に修理していかなければならないという考えでありますので、新規の事業を抑えてでも、旧インフラの整備は維持補修ということを中心に心がけていかなければならないと考えております。その考え方からいっても、次は東は何年か後には着手したいと考えております。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） ありがとうございます。きっと東部の方は喜ばれると思います。あそこは本当に調理室に行くのに外の階段というか、スロープを上がって荷物を運ばないといけないというか、非常に不便なところがあります。よろしく願いいたします。

女子サッカーについてですけれども、今からどんな環境が必要なのかと思われませんか。

そして、子供たちに対してはどういう指導が要るのか。日本の中でいろんなジュニアの育成がされております。例えばサンフレッチェは吉田町のほうでジュニアを育てることによって今のサンフレッチェの優勝があったんだと思いますし、日本のフィギュアスケートにおいても、ジュニアを育てたからこそ17歳の羽生選手が非常に立派な成績をされたり、女子のフィギュアの選手がたくさん出てきたと思うんですけれども、今から女子サッカーに力を入れるなら、せめてそのぐらいまでの気心があってもいいんじゃないかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 女子サッカーの環境でございますが、現実問題といたしまして、まだなかなか女子がサッカーするというのは熊野町の中の子供たち、中学生、小学生の中では十分根づいているとは言いがたい状況だろうというふうに思います。ただ、去年、一昨年というようなところから女子サッカーが大変日本の中では話題になってきておりますので、子供たちの意識も少し変わってきている。そこにあわせて、今サッカーに取り組もうということをしてきたところでございます。

地元のサッカー関係の団体、スポーツ団体の方々も協力をしていただいておりますので、これからクラブ等という形で、今小学校ではスポーツ少年団などでサッカーという、女子は少ないんですけれども、一部入ってやっております。そういう中で、中学にクラブができていくという、中学生もできるようなクラブ活動ができるようになれば大変望ましいことではなからうかと思えます。

さらに、環境と申しますと、それ以後に向けてどんなことができるか。またさらにいろんな形で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） 聞くとところによると、熊野町の女性の方でも船越のほうでサッカーのグループに入ってらっしゃる方がかなりいらっしゃるんですよね。そういう人たち、あるいはまた横川にあるアンジュヴィオレというんですかね。それらのグループとか、そ



ういった人たちが熊野町で利用できるようなサッカーグラウンドがね、そういったものの整備をしていただければ、また熊野町、全国に先駆けて女性サッカーチームというのが結成されるんじゃないかなと思うんですけれども、矢野にも何かあるとかいう、練習してるとかいう話も聞いたのですが、その辺は御存じでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 女子サッカー、いろんな形で活動されているのを少しずつ聞いております。現在、小・中学生が熊野で練習会をやっております。そのときにいつもは青崎のハナコクロバーズというクラブチームの方が来ていただきまして、いつも20人ぐらい来ていただいて、一緒に練習をしてくれます。実際に中学生、それから高校生ぐらいの子もいるようですけれども、ちょうど年の近い女の子が来て一緒に練習してくれますので、大変子供たちにとって刺激になっているというような環境がございます。こういうようなところから進めていけば、いろんなことが新たな取り組みとしてできていくのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） 最後に、ことは約220万円の補正を組まれたんですけど、それは今回だけ、この予算執行だけされて、次の年にはもうなくなったというようなことのないように、ある程度の成果が上がるような形のものをつくっていただかないと意味がないと思いますので、ぜひとも最終的にはいい形をつくっていただくようよろしくお願いいたします。

以上です。終わります。ありがとうございました。

議長（馬上） 以上で、山野議員の質問を終わります。

続きまして、5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。私は最後8番でございます。

熊野町の課題についてという質問にしておりますが、これは町長選の前後の話題についてでございます。ですから、町長につきましては、まことに再選おめでとうございます。大変山積する時代に続けてされるということに、大変敬意をあらわすものでございまして、この時期、町民のほうも選挙という形。町会議員の選挙とはまた違ひまして、町長選挙は二人に分けるわけでございます。町を二分するというのは、行政のほうをされる方も随分人間関係がぎくしゃくするものでございます。ただ、やはり町の課題というのを整理する意味では、民主主義の社会では選挙というのを通っていく私どもの役目でございますので、その意味では中国新聞様のおかげで随分問題も提起していただいたり、新聞等に載っておりますので、それにのっとっていきたいと思っております。

まずたくさん課題を入れ過ぎたなど、私自身能力の不足の点も実感しておりますが、2番目の人口減対策、これについて、私は中国新聞ではなくてNHKで拝見したのかなと思うんですが、人口減に対しては他の町村から来ていただくと。住宅を町内の業者から受注される場合は100万円補助をするというような具体的な御提言もあったように思いますが、そのあたりから質問しながら、4項目、これはもう町の多面的な要素でございます。総合的な議論の中で、深い議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~  
議長（馬上） 町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 荒瀧議員の通告書に基づき、熊野町の課題についての御質問にお答えいたします。

まず高齢化、福祉対策についてでございますが、本町の高齢化率は、本年9月末現在、28.77%で、この15年間で2倍以上の急激な伸びを示しており、国、県の平均を4ポイント近く上回っております。本町の人口構成上、今後も高齢化率の上昇が続くものと推測しております。

こうした中、高齢者がいつまでも自分らしく、生きがいを持って、活動的に生活できるよう、健康寿命というものが重要であろうと考えております。疾病予防、介護予防を一体的に推進すること。支援が必要な人も、支援をする人も、ともに支え合う、お互い

様のまちづくりの重要性を認識し、社会福祉協議会が行っておりますサロン事業、ミニデイとも申しますが、にも力を入れてまいりました。今年度中には皇帝ハイツや土岐の城団地などの6カ所でサロンの立ち上げが予定されております。

本町の介護認定率は12.59%で、県内で最も低い状態を維持しております。今後も介護予防事業を充実させ、元気な高齢者が活躍できるまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

2点目の人口減対策についてでございますが、日本の人口が減少に向かう中、大きな産業がない本町にとって、いかに人口を維持するかを大きな課題と考えております。少子高齢化と相まって、活力ある町にするには子育て世代の増加が必要であります。これは中・長期的に取り組むべき課題として、各種の方策を実施してまいりたいと考えておりますが、先ほど言われた子育て世代に対する補助として、子育て世代の住宅取得に対する補助もその一方策として早急に検討してまいりたいと考えております。先ほど言われた100万円云々というのはちょっと数字が違うような気がするんですが、来年の予算に向けて方策を考えていきたいと考えております。

3点目の地域産業振興についてでございますが、本町の地域産業であります筆産業におきましては、書筆、画筆の需要の減少、安価な中国産筆の影響等の課題はございますが、筆の里工房を拠点として、筆文化の振興を図るとともに、筆の都熊野町でつくられた熊野筆の品質のよさを伝え、熊野筆のブランド化の推進を図ってまいりたいと考えております。また、熊野筆事業協同組合に対しましては、人材育成などのさまざまな課題を解決するため、引き続き側面的な支援を行ってまいります。

最後に教育関連についてでございますが、教育は心豊かで能力のある次世代を育成するという大変重要な役割を果たすとともに、保護者もそれを期待しており、まちづくりの根幹をなすものと考えております。ただ教育と申しましても、学校教育、生涯学習など多岐にわたっておりますが、私といたしましては、学校の安全など、児童・生徒の学習環境の整備と基礎学力の向上に特に力を入れてまいりたいと考えております。

学校の環境整備についての第一の課題は、耐震化のおくれにあると思われまます。現在のところ耐震化率は63%ですが、平成27年度までに100%完了したいと考えております。

また、子供の学力向上のためには家庭での取り組みが欠かせません。家庭教育を支援する取り組みといたしまして、今年度から始めたうちどく事業のより一層の定着、充実

を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 御丁寧に対応いただきましたが、ちょっと対応が表面的ばかりかなと、当たりさわりのないといいますか、もう少し見方を変えたら全然様子が変わってくるものがたくさんあるように思います。

その質問に入る前に、実は議会で決議した文章というのがちょっとあるのは御存じでございますね。町長部局から提案されて議会で決議するとか、議会の何人かが、3人ですかね、建議して、議会で承認を受けるという権限があります。これも町の課題が載っておるわけです。その中に、非核町宣言というのがあるんですが、これは町長御存じですか。平成8年の3月に決議、これは町長部局から上がっております。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 1996年ですか、確かに宣言をしております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 念のためちょっと読ませていただこうと思います。

非核町宣言。核兵器の使用は人類の生存と全ての文化・文明・環境を破壊する、人類に対する最大の犯罪行為であると。世界の動向は人類の存在のために核兵器の廃絶を叫び、立ち上がっている。世界で最初の原爆投下による悲惨な被害を受けた広島市に隣接する熊野町として、戦争放棄の日本国憲法の理念に基づき、恒久の平和と全世界の人類が平和に共存することを望むものである。人類が破滅の危機に立たされようとしている現在、非核三原則の堅持とともに、あらゆる国の核兵器、核実験の使用に反対し、核兵器の廃絶を目指し、安全で住みよい町を実現するため、ここに全住民とともに熊野町を非核町とすることを宣言する。こういう内容になっております。

町長さん、ちょっとお伺いしますが、さっきTPPも随分積極的な御意見が出ており

ましたけれども、護憲派でございますか、改憲派でございますか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） もう一度、質問をお願いします。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 具体的に申します。現在、衆議院議員選挙が行われております。このあたりは大体池田先生の流れで宏池会という流れが強いかと私は存じますが、実は改憲派の、今自民系の方は自主憲法の制定というのを公約の中にうたっているんですね、これ。

私は最近、法理学の勉強をもう一遍やり直しております。息子もちょっと勉強すると言うんで。この憲法は、アメリカから押しつけられた憲法であるというのがよく言われる言葉でございます。ただ、敗戦後、2代目の首相、幣原喜重郎という方がおられます。この方は、実はマッカーサーのほうに、15年戦争をして国民がここまで疲弊した国、もう戦争放棄をうたってくれとお願いされたという一説もあります。これはある文化勲章の方が書いてらっしゃる本の中に載っております。熊野町の図書館の中にあるんですが、法学部出身の町長としてはいかがですか。そういう情報はお持ちではないでしょうか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） ここで歴史のほうをする気はないんですが、確かに日本国憲法はマッカーサーの指令で1週間から10日で急ごしらえでつくったという説もあるのは存じております。ただ、日本国憲法として正式に発布されているわけであり、発布、公布、手続に何ら問題はありません。憲法は憲法としてあるわけであり、改正手続も全部きちっと定められております。したがって、私は現憲法のもとで何ら不足はないと感じております。

以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~  
5番（荒瀧） 町長という立場上、全方位の営業をされなくちゃいけません。民主党もあれば、共産党もあれば、社会党もあると思います。

そんな中で、そういう御意見であれば、ぜひこの自主憲法という公約の。お父さんはもうちょっと品がよかったですよ。こんなことは余り前面に出されなかった。こちらで言ってらっしゃることと、永田で言ってらっしゃることは多分違うとったかもわかりませんが、広島に接するこの場所で、正々堂々とかこういう公約を出す候補、これは非常に注意ですよ。

というのは、実はみんなの党の江田さんという方が言われて、私も改めて読みましたけど、大平正芳さんという方がおられます。茜色の空とかいう本で、堤清二という、辻井喬という名前でペンネーム書いてらっしゃいます。昔のセゾングループのオーナーですね。この方が大平正芳先生の自伝を書いてございます。これはフィクションですが、その中にノンフィクションも中に入っております。その中の1項目に、赤字国債の話が出るんです。当時2兆円の赤字国債を初めて出された時期です。手続を随分難しくされてます。詳しくは私も裏をとってませんけども、大平先生、官僚出身の方です。政治にあらわれております。日中国交回復の立て役者です、実務的には。ここまで難しくして赤字国債を出さんように、みんなえりをただせよと。事務の効率化をせいよというものが、実は今回の国会では予算をカタにとって赤字国債が出せないということで、もう・・・飛ばすような法律になるわけですね。先輩がどんどんどんどん苦しんでつくられてた本来の趣旨から、どんどん変えてくる時代になってるんです。これを十分によくよく深く考えて。

山中さんというノーベル賞の、この間とられましたね。この方の信条はビジョン、見通しです。10年後の見通し、20年後の見通し、どうなるか。もう一つはワークです、働けと。汗をかいて働けということですね。そんなビジョンの中で、ぜひくぎだけは打っておいていただきたいと思います、具体的な質問にもう少し入っていききたいと思います。

ぜひ、茜空の空かな、茜雲の空でしたかね、済みません、辻井喬で町の図書館にございますんで、町長もお時間があれば読んでいただきたいと思います。

次ですが、高齢化の件、もっと具体的に話したいんですが、これ10年たちますとみ

んな10歳年をとります。だから高齢化はもう食い止められない。今の話題は少子化、子供が少ないというのをどうするかというのが、ビジョン上は大きなポイントです。20年後には子供が足りない時代になるだろうと。そんな中で、今の熊野の住人をふやすという視点。非常に目先の視点からすれば大事かと思うんですが、私は子供が産みやすい町にすべきだろうと思いますが、いかがでございますか。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） ここに使っております子育て世代に対するいろんな施策というのは、当然子供を産みやすい環境ということもこの言葉の中には含まれております。そういったことを念頭に置いて使っております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 言葉が先走る云々であるんですが、もう一つ、ぜひ私どもも心がけにやいけん問題。言行一致という言葉。言ったことと行うことを一致する。これを潔しよしとした日本人の精神文化がございます。いかにこれを一致させるか。お互いに肝に銘じて動いてまいりたいと思いますが。

実はこれ東洋経済です。ここが住みたい、日本のいい町という題がございます。出産、子育てしやすい町ランキングというのがあります。これは市から上しかないんで、熊野町は出る要素がないんですが。こんな中で、当然小児科、産婦人科という項目がございますけども、公園の整備というのがございます。あとはおじいちゃん、おばあちゃんが孫の世話をしやすい状況にあると。さまざま財政的な問題も書いておりますけども、1位は秋田県の横手なんです。2位も秋田県の由利本荘市というところですね。田舎であっても子育てしやすい。この裏として出生率がどのくらいあるかまではとっておりませんけども、子育てがしやすいというのは、やはりおじいちゃん、おばあちゃんが非常に大事になってくる。まさに3世代がいかに住み合える場所になって、支え合える町になるかというふうにと思いますが、いかがでございますか。

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） そのように思います。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） ありがとうございます。

じゃあこの3世代が住みやすい町にするためにはもう一つ何が必要か。もう一つ、高齢者が住みやすい町というのがございます。

こんな中で、高齢者が住みやすい町というのは何の要素が入るか。1位は鳥取県の倉吉です。2番目は広島県の三次なんです。年寄りが買い物がしやすい。もう一つは年寄りが働く場所がある。この点いかがですか。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） 倉吉、鳥取県ですかね。これは存じ上げておりませんが、三次の住民の方が全員が買い物しやすいとか、住みやすいとかという、それはどういう調査方法をされたか知りませんが、私も二、三知っておられる方がおりますが、やっぱり買い物をするのに不便だとか、こういう意見は結構聞きます。そういったことを勘案すると、その調査が全部100%正しいと私は言い切れないと思うんですが。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） これがデータの限界なんですね。財政の健全というのもそうなんです。健全にするためには借金を減らす、事業をしなければ健全なんです。でも住民にとって本当に豊かな町なのかどうか。これとは同じものではない。まさに町長が言われたとおりなんです。

これをいかに言ったことと行うことが一緒になるかというのが大いに課題だと思うんですが、ただ働き場所があってお金が入る、小遣いが入って孫と一緒に遊べる、これは非常に大事な要素だと思うんですが、町長、いかがですか。



議長（馬上） 町長。

町長（三村） できればまとめて質問していただきたいんですが、1項目ごとに起立して、私には答える義務があるんでしょうが、できればまとめて、事前通告していただくとかいうことがあれば助かるんですが。

今言われたことも一理あると思います、それは。ただ私は思うに、熊野はそんなに、住みよい町であるという声も聞きますし、そういった意見があるのも参考にしながら、今後の子育て施策、こういったものを進めていきたいと考えております。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 町長の周波数と私が合わないようでございますのであれですが、一つ一つ周辺をまとめていきたいと、対話型の議論が私のしたい要素でございます。

そんな中で、熊野町、筆の売り上げが100億あると出ておりますが、うなずかれて結構なんですけど、本当にあるんですかね、これ100億。100億あって、法人税、私も小さな一般社団法人をしておりますが、6万円ぐらいの所得割しか払っておりませんけれども、100億あって8,000万しか法人税がないと、これはどういったことと思われませんか。

議長（馬上） 貞永税務課長。

税務課長（貞永） 議員御質問の法人町民税につきましてですが、例年、議員言われるように7,000万ぐらいですけども、今年度につきましては、昨年度のなでしこ効果というものがあまして、大体1,200万円ぐらい増額というふうになっております。  
以上です。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ありがとうございます。

地域振興の項目なのですが、それはありがたいことなんです。というのは前にも御質問しましたように、ブラッシュメーカーといいますか、化粧関係の方は割と誠意を持った法人の方だろうと思うんですね。それ比例して上がってくるということは。ただ、百何社ある、これは販売だけしてらっしゃる筆屋さんもあるようでございますが、この100億あって、極端に言えば7,000万円です。公認会計士であれ、一般的な経済を勉強した方からしたら、非常に私はおかしいことだろうと。でもみんなタブーとしてよと言わなかったんですね。でもこれは改善していかなくちゃいけないと思います。

というのは、税収もどンドンどンドン今減ってますでしょう、町民税。どこでこれをたがを締めるかですよ。極端に言えば、筆の里工房は売上げが上がっております。中国筆が入ってくるから売上げに対抗するんじゃないと思います。中国筆のおかげで熊野のメーカーであり、販売員は潤っておられるんですよ。この現実を見方を変えないと、本当の視点で見ないとだめだと思いますね。

これを一つ刺激する意味では、筆の里工房で全部の筆の販売を試みられたらええと思うんです。競争するんです。筆の里工房のセレクトって今ありますね。私どもの選んだ、これなら保証できる筆ですよ。今の販売だけされてらっしゃる方と、同じ筆が入ってくる可能性もありましょうけれども。あとは利益率の問題ですよ。利益をどれだけ法人税として上げられるか。ちょっとこれ仕組みを考えてみられる検討はございませんでしょうか。

~~~~~  
議長（馬上） 石井総務部参事。

~~~~~  
総務部参事（石井） 現在のドットコムショップ、それから広島駅前のアッセの熊野筆セレクトショップで取り扱っている熊野筆につきましては、筆事業協同組合さんのほうから、熊野筆の定義の範疇に入るものといったことを全ての商品につきまして担保いただいたものを御紹介いたしております。御指摘のような全ての商品を熊野の筆の里工房の中で取り扱うといたしますと、それなりの商品のいわゆる生産の履歴ですとか、そういったことについて全ての事業者の方々がそれを生産履歴として保証される、担保されるということであれば検討の余地はあろうかと思いますが、現在のところ、三十数社の筆関係の事業者が出店されておりますけれども、そのあたりの協議につきましては、筆事業協同組合さん、あるいは商工会さんのほうと協議を進めて研究してまいりたいと考

えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） 課長さんというレベルで言いますと、皆さん法律にのっとりたそれぞれの立場のことで御答弁られる、これが通常でございます。

ただ、これは政治的な判断となれば、やっぱり町長であり、副町長の判断ということになると思うんですが、どなたが新聞を見ても、今の熊野の法人税が7,000万というのはこれ出てないからいいようなものですが、100億円の商売をしょって、7,000万円の中には小さな商店、法人をってるものも払っております。あと筆屋さんが何ぼ出てるかというのは、個人情報もあるのかもしれませんが、追って知るべしです。この体質改善をしないと、さっきも渡先生が法人税、地方交付税、頼ってばかりおる町村というのはいかななものかと。自分で独自に税金をふやす方法を考えていく時代になると。私も同感でございます。

だから、もうトヨタもそうです。雑巾を絞って絞って、空になった雑巾を絞るという時代です。1億余り、工房の機能というのは文化的な部分もあるので、お金だけでははかれない部分もございすけども、さまざまなお金、1億近いものを投資しているわけです。投資した以上は、きちっと回収をするという点は非常にお願いをしたいと思います。

耐震の件もちょっとアドバイスしておきますが、耐震化率63%。これ私もちょっとある方に裏をとってまいりましたが、やはり非常に耐震、40年以上前の建物というのは、今のルールでいきますと地震が来たら壊れる可能性は非常に高うございます。だから、保護者の方にも耐震が済んだから安心ですよというのは一切言わんほうがいいです。今の必要最低限の補強だけはしておると。何かあったときにはどうなるかわからないと。

というのは、東北のほうの旧帝大の建物、耐震補強したのがめげておるんです。これは手抜き工事があるかもしれません。部分部分の強度はあるが、全体的にはどうなっているかわからないんですね。

そんな中で、より身近な安全対策という意味では、子供ら、特に幼稚園、小学校の子供にはエアバックのような安全装置もあるようでございますが、これ御存じですか、町

長。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 耐震について、耐震を施したにもかかわらず壊れてしまったというのは、申しわけありませんが、そういう情報というのはよく存じ上げておりませんので、また聞いてみたいというふうに思っております。

エアバックのようなものを体につけてという情報につきましても、私も現在、今初耳でございます。また教えていただければと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 危険に対する考え方なんですが、命をどうしても守るということになれば、群馬大学のある先生、公明党の御推薦もあって避難をするノウハウを随分追求されてらっしゃいますけども、ヘルメットが簡単に広がるものがあるようなんですよ。

頭、大事なところは頭ですよ。あと体。こういうものも少し考えてみる時代に入ったかなと。これは熊野の場合は地震もですが、水害です。20年の豪雨のときには大流れです、呉のほうから。川で溺れて命を落とすということもありますので、最低限命を守るツールですね。これも補充していつきませんといけないと思います。これはまた情報提供させていただきましても、そういうしっかりした旧帝大の建物が耐震補強したにもかかわらず想定外と。これ非常に既存の建物をやりかえるのは難しいんです。

この間申し上げたのは、矢野の南小学校の例でございますが、公民館とかはすぐ建てかえられるという御意見のようでございますけども、やはり校舎の教育環境としては非常に貧しいです。当時、ヤッサで人口がふえたときに、ヤッサでつくれというような建物です。矢野の建物は見られたかどうかですが、教師が教室の中におるスペースがあるんですよ。子供の行動を見てやられるんです。これね、いじめ問題も含めて、私はいじめは必ず人間の心にあると思います。ないなるもんじゃないです。同和と同じです。忘れちゃいけません。自分の心の醜さをね。それを自覚しながら、それがないようにいかに目を配るか。

町長、この間、中央保育所の研修会がございましたよね。実は私はおくれて行ったんです。町長はあいさつして帰られたということでしたので、私はちょっと講演も聞いたんですが、この中で幼稚園でもいじめの芽はあるんです。それを、これは体育の話です。養老孟司は脳の発達と体育は同じだと言っております。だから体育技能を伸ばす、手を動かす、全ての体を動かすということは脳も発達するということのようなのですが。

そんな中で、本当に幼稚園の先生は努力して勉強して行ってらっしゃいます。何かの行事をするときに、陰、陰、陰で、要はうまく行かなくなったらいじけるとか、そのさまざまな場面でいじめの芽は発生しておるのを先生方はくるっくるっと回して、輪になるように。

もう1点は、小さい子供は1人だけで勝とうとするようです。でもそろそろ卒業、卒園する子はチームプレーができ出すということですね。そういう意味で、町長、この4年間、ぜひチームプレーをぜひつくっていく時代になろうかと思えます。

要らんことを申しましたが、地域産業を申しまして、一つ、最後でございますが、家庭教育について、先ほど大事なものであるというふうに申されましたが、せんだっての文教教育の杉並の視察には一緒に行かれたというのも耳にしとるんですが、東京都の石原前知事の御意見を中央公論なんかの本で拝見しますと、あそこはお金がありますんで、学校の先生がとにかく学力をつけるほうに持っていかれる。いろいろなクレームやら、もろもろのことはほかのスタッフで対応されると。広島というか、熊野の場合で言えば、さっきのようななでこのサッカーもしなさい、何もしなさいと、どんどんどんどんたぐさんの業務がふえるんだらうと思うんですが、その点、お金がない中で教育が大事と言いながら、どうでしょうね、専門職の、本当に先生は教えることに専念させられるというような方向づけは考えていらっしゃいませんか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 教育について、先生方にしっかり学力向上のために頑張っていただくという、これは確かに望ましいことだと思います。そのために熊野町では学習支援員、そういう形で各学校に1名ずつ配置して、学力向上のためにいろんな形のサポートをしていただくと、こういう役割を果たしていただいています。現実にはいろんな形で成果が出てきているものと私は思っております。

さらにもう一つは、例えば生徒指導、大変難しい問題があります。大きな形で暴力行為とかというのは熊野町は余りありませんけれども、例えば不登校とかというのはやはりあるようでございます。そういう中で生徒指導をしていくというのを、先生をサポートするという事で、生徒指導相談員というものも、中学校ですけれども1校ずつ置いております。そういうふうな形で熊野町もそういうものについて努力をしているということをお理解願えればと思います。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 教育部長の言葉からすればそう言わざるを得ないと思うんですが、一方、町外に出ますとすごく過当競争です。偏差値教育です。そんな中、もっと具体的なビジョンを出す必要があるのかなと。というのは、熊野の小学校、中学校、高校がございませぬ。地域で三つの高校まで行ったとして、小学校、中学校、高校で。何人の国立大学に入学できる学力をつけると。こういう具体的な事例を出せば、すごく安くて、生活しやすく、周りの支援もあって、若い世代が住みやすくなると思いますが、教育についてそういう具体的なビジョンを出される気持ちはございませんでしょうか。

議長（馬上） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 学力の目標、目標の中で現実問題といたしまして、中学校から高校に行った後、最終的に国立大学へどれくらい行ったかというのは、残念ながら我々は情報を持っておりません。ただ、大切なのは幼稚園、幼児から、そしてそれが小学校へまいるわけです。その橋渡しがきちっとできていくというような形で、幼稚園と、または保育所と小学校が連携していく。それから小学校の中でしっかり、一番もとになる基礎となるとは思いますけども、そこをしっかりと学力も含めて、それから生活習慣も含めてつけていきたいと。そして、それはただそこで終了するということはありませんので、そこは中学校に渡していくとすると、中学校を見据えた生徒指導というものもその中に必ずあると思います。そういう形で、一貫した形、そういう形で熊野町の義務教育を進めたい。そしてそれはやがて高校に向かっていくわけです。そして高校ではやがて大学、

そして社会へと。どの教育機関もそこで完了するということはないというふうに考えております。次に向かってというビジョンで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 教育部長が答弁されることじゃないと思いますね。熊野高校、高校についてはタッチできないでしょう。だからそのビジョンを出せるのはやっぱり町のリーダーたる町長ですよ。県教委に申し述べられて、熊野の中で育て、ほんとお金はかけずに、ほんとの学校の教育力だけで力をつけられるように、どうですか、町長。

議長（馬上） 町長。

町長（三村） 教育長が答えてもいいような問題なんですが、私が答えましょう。

私は学力の向上と言っているのは基礎学力の向上でありまして、いわゆるいい大学、いい高校、これを目指して勉強しろと言ってるつもりはございません。きちっと文部省が定めた教科書、これを理解して熊野の義務教育を終えてほしいという気持ちでございます。

具体的に言えば、割合がわからなければ、分数がわからなければ、中学校へ入ると一次方程式も二次方程式も解けないわけでありまして、もう中学校1年の段階でその子はもうおもしろくない授業を40分も50分も聞くということになります。こういった子を1人でもなくすために、私が言っているのはそういった意味での基礎学力をきちっと身につけさせると、そういう教育を目指しております。

以上でございます。

議長（馬上） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） 教育の町宣言というのはすごくレベルが低いんだなと、当たり前のことをするのが教育の町宣言なのかなと。それでは、多分今の子育て世代を呼ぶにはちょっと弱いなと、頼りないなと。当たり前のことを当たり前にするのが当たり前だというか、

目標だと言われると、非常に質問のレベルも困るところがございますが。

町長の育てられた経験、経験というのは非常に大事なんでございますが、やはり町内の高校には行かせてらっしゃらんと思うんですね、何かの御事情があったんだろうと思うんですが。

私の思想は、ビジョンは、町内に高校を残さなくちゃいけないと思います、熊野高校。芸術類型もあります。だから文武両道ではないんですが、すばらしい高校のレベルアップをしておかないと、いずれは子供が少なくなるんですから、要らなくなる高校にしてはいけません。

通学のお金、豊かな方はいいですよ。やはり教育の機会均等、これは憲法にうたっている話です。その中で、私は今のうちどくなどで家庭教育の中でキャッチボールですね。本を読んでやる。どういう感想があるのかというのを、家族の中、親子の間でキャッチボールをすることによって、頭の中も整理されることはたくさんあると思うんですけども。そんな中、やっぱり学ぶことを楽しいと思うと。

非常に日本のレベルは低いようでしたね、けさの報道によりましたら。何か根っこのところが違うんでしょうね。学ぶことが楽しくないというか、苦痛になるという。これを解決するためには、やはり先ほど言われた答弁のレベルで終わりますか。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

議長（馬上） 町長。

~~~~~

町長（三村） 済みません、レベルが低いあれで申しわけないですが、私は荒瀧議員が言われるんで、日本人は決してレベルは低くないと感じております。どの基準で物を言われるんかわからんですが、日本人は世界の中で誇れる民族でありますし、教育レベルは高いと、そのように感じております。熊野町の住民もそうであります。きちっと義務教育までの学力を身につけ、それから進むべきところへ、難しいところへ行けばいいんであって、そうでない方は就職もされるであろうし、そういう考え方で今後も熊野町の教育、私自身はそういう形で引っ張っていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~

議長（馬上） 荒瀧議員。


~~~~~

5番（荒瀧） 私は決して能力が低いと言った所知じゃないんですね。理数科を含めて、非常に関心度が低い、学ぶことの楽しみが低いというのがデータとして出ておると、文部科学省から出ておるということです。ということは教育環境が学ぶことに対して豊かではないんじゃないかと。学ぶことによって変身する、変わる、楽しいという実体験。これは石原慎太郎さんが言われるリアリティです。教育は理論じゃないんです、リアリティの中で育つと言っとられます。このあたり、いろいろな私なりの御提言もしていきたいとは思いますが、また質問いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

~~~~~

議長（馬上） 以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

お諮りいたします。これより日程第5、報告第9号から日程第8、報告第12号までの、専決処分した損害賠償の額の報告についてを一括して報告を求めたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、日程第5、報告第9号から、日程第8、報告第12号までを一括して報告を求めることに決定いたしました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第5、報告第9号から日程第8、報告第12号までを一括して報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 報告第9号から第12号までの専決処分した損害賠償の額の報告についての報告理由を一括して御説明申し上げます。

報告第9号から第12号につきましては、平成24年5月29日に、県道矢野安浦線において職員の運転する公用車が熊野町在住の方が運転する車と接触し、車などに損害を負わせたものでございます。この事故により、車両所有者に対し、自動車に対する損害等について88万1,500円を、運転者及び同乗者に対し、けがの治療費などに要

した費用の合計 59万8,495円を支払うことについて、損害賠償額として示談が成立したため、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

これより日程第9、議案第43号、熊野町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第43号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町税条例の一部を改正する条例案につきましては、住民税及び固定資産税に係る納期前納付の報奨金を廃止することに伴い提出させていただくものでございます。

改正内容は、納期前納付の報奨金制度の創設当初の目的は達成されたこと、交付対象者の不公平感の是正などを勘案し、平成25年度から本制度を廃止することに伴う規定の整備でございます。

詳細につきましては税務課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~

税務課長（貞永） 議案第43号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして説明を申し上げます。

資料1をごらんください。納期前納付の報奨金につきましては、税収の早期確保と納税意識の高揚を目的として昭和25年に創設された制度であり、本町におきましては、これまで3度の見直しを行い、第1期の納期内に全額を納めていただいた方に、前納した月数に応じて第2期の本税額の400分の1、年率に換算して0.25%の報奨金を交付する制度となっております。

平成24年度における報奨金の交付状況につきましては、固定資産税が課税件数1万

165件のうち、利用件数5,316件、利用率52.3%で、報奨金額518万1,900円、住民税の普通徴収が課税件数3,848件のうち、利用件数975件、利用率25.3%で、報奨金額が88万2,400円となっております。

次に、本制度の問題点といたしまして、税金の早期確保や納税意識の高揚といった当初の目的はおおむね達成されていると考えられること。住民税を給料、または年金から特別徴収されている方については本制度が適用されないことや、資金力のある方しか利用できないことから、不公平な制度であると言われていること。前納用の納付書と各期の納付書が一緒についていることから、前納用で納めた後に、各期の納付書が残っているのを見て、納付忘れと勘違いされての二重納付、コンビニにおいて前納された方には、その場で交付金を差し引いた額で納めることができないために、後日、報奨金の交付事務が発生することなどがございます。

そこで、これらの問題点を解消できることや、約600万円が他の行政サービスに利用できることから、納期前納付の報奨金につきまして、平成25年度から廃止させていただくものでございます。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（馬上） 日程第10、議案第44号、熊野町道路占用料に関する条例の全部を改

正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第44号、熊野町道路占用料に関する条例の全部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町道路占用料に関する条例の全部を改正する条例案につきましては、国における道路法施行令の改正により道路占用料の額が改定されたことを受け、道路占用料の適正化を図るために額を定めるほか、各条文の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、開発指導課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） それでは、熊野町道路占用料に関する条例の全部を改正する条例案につきまして、お手元の資料により御説明します。

資料5ページ、資料2、新旧対照表をごらんください。今回の改正は、国、県の道路占用料に関する規定が大幅に改正されたことに伴い、本町の条例をこれらに準拠させるための改正でございます。

まず、条文でございますが、大まかな骨格は変わっておりませんが、第1条では占用料を徴収するものの定義を、第2条では占用料の計算や端数処理の方法を詳しく規定しました。また、第3条では徴収の方法、第4条では占用料の返還、第5条では占用料を免除できる場合などを詳しく規定しています。そして、第6条は督促手数料及び延滞金に関する規定を改正しました。

次に、占用物の分類でございますが、8ページの別表をごらんください。これまで本町の条例では8つの区分でございましたが、今回の改正で43項目に細分化します。これにより、これまでその他のものとして扱ってきたもののほとんどが分類できるものとなります。占用料につきましては、国道の基準である道路法施行令及び県道の基準である広島県道路占用料徴収条例の町の区域に適用するものと同じ額でございます。今回の改正で、占用料の収納額は減少しますが、県内のほとんどの市町では、国、県の基準と

同額で、国道、県道との整合を図っており、本町も町内にあります県道の占用料との整合を図る必要があることから、今回改正を行います。

以上で説明を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

尺田議員。

~~~~~

13番（尺田） 今の施行令やなんかは、いわゆる登記がなされたところに関してはそうだろうと思う。でも熊野町の中には町道でありながらまだ民有地というものが、地権者があるはずなんですね。そしたらこの町道の中に登記をしてない面積はどのくらいあるのか。何%くらいあるのか。そして、その中に立っている電柱はどのくらいあるのか。まずそこを教えてください。

~~~~~

議長（馬上） 林開発指導課長。

~~~~~

開発指導課長（林） まず、登記のされていないものですが、実際にはちょっと把握ができておりません。概数ですが、1,000筆以上はあるものと思われま

それから、占用料ですけれども、電柱が立っておる本数ですけれども、これも実際には調査はしておりません。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~

13番（尺田） したらん言うけども、いわゆる考えてみたら、民有地、道路、いわゆる慣習的には道路として使用しているけども、底は登記がまだ変更されてない場合があるよね。だから、何をっていわゆる地権者からの了解なしに使用料を役場が取る根拠はどこにあるか。そこを教えてください。

~~~~~

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 今道路として供用開始というのをしております。一応これは告示とか、法律に基づいて供用開始をしておりますして、実際、占用料の徴収に関しましても、町が今実際管理しておるものでございますから、占用料の徴収に関しては問題ないものと考えております。

以上です。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） 道路を管理しよるのは役場がしよるかもわからないけども、いわゆる地権という権利は民間の人が持っている場合があるでしょう。権利は。そこをどういう何でやっているのかという。いわゆるお上のやることだから、いわゆる黙ってついてこいと。だったら、例えば滞納してる場合は、いろんな資産を差し押さえたり、給料も差し押さえることができるわね。けども、この場合は状況が違うんじゃないかな。善意で道路として使用させてもらっているながら、でも道路に立っている占用物は文句なしに役場のものだという論法が、その根拠はどこにあるのかというのを聞いている。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 道路なんですけれども、以前に、昔は道路をつくるのに地元の方の御厚意によってつくったものでありまして、実際には道路の敷地というのは、当時寄附をいただいたものと思っております。実際に寄附をいただいて、所有権は移転しておりますけども、登記がなされていないという解釈のもとに、今の道路管理というのをしております。

実際には好ましくない状態であるということは認識しております。現在のところでは道路改良とか維持工事を行うときには、必ず所有権を移転していただくというか、登記していただくようお願いして歩いております。

以上です。

議長（馬上） 尺田議員。

13番(尺田) 登記のしてないものは個人のものでしょうか。道路管理があってもものうても、道路の形態はあっても登記がしてないものは役場のものじゃないでしょう、はっきり言って。あんたしらがどういう言葉、文言を使っても、登記のないものはいわゆる無主物になるわけでしょう。だからいわゆる占用料を地権者からの相談もしないで取るという法的根拠、これをどこにあるのかというのを僕は初めから聞いているの。

議長(馬上) 林開発指導課長。

開発指導課長(林) 確かに登記はしてありませんけれども、所有権としては当時寄附をしていただいたという認識と、それから、今の道路の供用開始をしておりますので、これは道路法によりまして町道認定というのをしております。その関係で占用料に関しては特に問題はないと思っております。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) 登記のなあものが所有権移転を勝手にできるわけではないでしょう。特に登記のなあものを所有権だと主張できるのよ。道路を使用する分はあって、それを今まで役場がいわゆる寄附願の変更、寄附願をええがにしておこなったということだけのことでしょうが。そこをどのくらい法的根拠がどこにあるのか。

議長(馬上) 上馬場建設部長。

建設部長(上馬場) 尺田議員が疑問に思われることはごもっともという面はございますが、先ほどから開発指導課長が答弁しておりますとおり、一応所有権は移転したものの、ただ登記が済んでいないと、だからいろいろな道路法による区域の設定でありますとか、供用開始告示が異論なくされている。所有権移転が登記上されていないというふうな解釈をして、道路管理上に必要なものとして占用料は町のほうへ入るといふふうに考えております。

以上です。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） いわゆる法務局へ行って、登記の手続きをして初めて所有権が発生するわけでしょう、何の物件でも。田んぼでも何でも、家でも、登記が済んで初めて個人の所有権だということが言えるわけでしょう。登記もしとらんのに、勝手に所有権だけ動くんかな。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 登記事務のおくれという解釈をしております。その根拠としましては、全町域で地籍調査を行っておりますが、そのときに道路部分の登記、所有権の移転につきましては、全て御了承を得ております。残念ながらその登記事務がおくれて、個人の名義が道路の中に残っておるといった状況であると、そのように認識をしております。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） 何遍も同じことを言わしたんじゃ。いわゆる所有権は移転してないんだよ。あんたしらが勝手に思うだけで、初めから言うように、法務局へ行って登記が済んで初めて所有権だという権利が発生するわけでしょう。何ぼ今牛道でも。それをこれは牛道だ、牛道だと言っても、登記があるところを牛道だと言ってもしようがないんだよ、これは。所有権が移転してないわけでしょう、はっきり言うて。だから、根拠を示してほしいという。所有権が移転してる、移転してるって、登記も済んでないものは何で所有権が移転する。勝手にじゃあ所有権を移転するのかね。

議長（馬上） 暫時休憩いたします。

執行部のほうは意見をまとめてください。

（休憩 14時53分）

(再開 14時54分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

3時15分から再開します。

(休憩 14時55分)

(再開 15時15分)

議長(馬上) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。これより日程第11、議案第45号、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案について、日程第12、議案第46号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案について、日程第13、議案第47号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案について、日程第14、議案第48号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案について、日程第15、議案第49号、熊野町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、日程第16、議案第50号、熊野町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例案について、日程第17、議案第51号、熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第45号から、日程第17、議案第51号までを一括議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第11、議案第45号から、日程第17、議案第51号までを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第45号から第51号まで、一括して提案理由を御説明申し上げます。

平成23年度に、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図ることを目的とした地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法が公布され、これまで法律で定められていた各種基準等について、地方自治体の実情に応じて条例で定めることとなりました。

議案第45号から第51号までにつきましては、この地域主権改革一括法による条例委任等を受け、町に新たに6つの条例を制定し、既存の条例一つを一部改正するものでございます。それぞれの議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第45号、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案につきましては、道路法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた町が管理する町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する基準等を町の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、議案第46号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていた歩道、立体横断施設及び自動車駐車場の構造等の道路の移動等円滑化基準等を町の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、議案第47号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案につきましては、都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めて

いた都市公園の設置基準等を町の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、議案第48号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていた特定公園施設の設置基準等を町の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、議案第49号、熊野町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公営住宅等の整備基準について町の条例で定めることとされましたので、既存の条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第50号、熊野町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例案につきましては、下水道法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた排水施設の構造の基準を町の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

続いて、議案第51号、熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案につきましては、水道法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を、水道事業を営営する地方公共団体の条例で定めることとされましたので、新たに条例を制定するものでございます。

概要は以上でございますが、各議案の詳細につきましては、それぞれの担当課長のほうから説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） 議案第45号、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例案の内容につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

資料3-3、条例に定める基準の概要からごらんください。

最初に、本条例案の対象施設は熊野町が管理する町道でございます。条例に定める三

つの基準は、これまで政令、道路構造令で規定されている幅員、設計速度、線形等の道路の構造の一般的技術的基準、2点目に省令、道路標識、区画線及び道路の標示に関する命令で規定されている案内標識、警告標識及び補助標識に係る道路標識の寸法、3点目に道路法第48条の3に規定されている道路等の交差の方式を立体交差とすることを要しない場合でございます。

次に、本条例案では国の政令、省令で定める基準を参酌した結果、安全かつ円滑な交通が確保され、視認性に影響がない範囲で、二つの独自基準を定めることとしております。

1点目は、道路構造令第11条において、歩道の幅員を2メートル以上と規定されておりますが、本条例案では地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合に、幅員を1.5メートルまで縮小できる規定とするものでございます。ここで1.5メートルは、歩行者の離合を確保できる幅員をもとに定めております。この規定によって、地形の状況、または市街地での家屋の集積により、用地の制約を受ける箇所においても、幅員1.5メートルまでの歩道の整備は可能となります。

2点目に、道路構造令第30条において、待避所の長さ、大型車の待避が可能な20メートル以上と規制されておりますが、本条例では地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合に、これを小型自動車が2台程度まで対合が可能な10メートルまで縮小できる規定とするものでございます。この規定により、路線の利用実態にあわせて大型車の利用の少ない町道の待避所の効率的な整備が可能となります。

最後に、お手元の資料の2枚目には、国の基準と条例で定めようとする基準案を対比しております。

このほか基準につきましては、本条例案では国の基準どおりの内容で定めることとしております。国の基準どおりとした背景には、現状において異なる基準を設けなければならないような地域特性、あるいは特別の個別事情が見受けられないことから、国の基準どおりとしております。

また、道路以外の鉄道等の施設に係る道路の構造の基準、自動車専用道及び積雪寒冷地域等に関する道路の構造の基準並びに都府県自動車専用道路、都道府県道番号、道路の名称等に関する案内表示の基準につきましては、町に該当しないことから、条例に規定をしておりません。

続きまして、議案第46号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例案の内容につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

資料 4 - 3、条例に定める基準の概要からごらんください。

最初に、本条例案の対象施設は熊野町が管理する町道であり、これまで移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で規定されておりました歩道、立体横断施設、乗合自動車等の停留所を設ける歩道、自動車駐車場及び案内標識等の道路構造に関する基準について定めるものでございます。

お手元の資料の 2 枚目には、国の基準とこれを参酌し条例に定めようとする基準案を対比しております。いずれの基準も本条例案では国の基準どおりの内容で定めることとしております。これは現状において異なる基準を定めなければならない地域特性、あるいは特別の個別事情は見受けられないことから、国の基準どおりといたしております。

また、路面電車の停留所に関する基準につきましては、町内に路面電車の路線はなく、町に該当しないことから、条例に規定はしておりません。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 横山都市整備課長。

~~~~~  
都市整備課長（横山） それでは、議案第 47 号、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例案につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

初めに、本条例案の制定についてでございますが、都市公園法の一部改正により、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置に関する基準及び公園施設の設置に関する基準を参酌し、町条例において定めるものでございます。

では、資料 5 - 3、条例に定める基準の概要をごらんください。

本条例案の対象となる施設は、熊野町が管理する都市公園です。条例に定める三つの基準の 1 点目は、町の区域内及び市街地区域内における住民 1 人当たりの都市公園敷地面積の標準値。2 点目は地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準。3 点目は都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準でございます。

まず、1 点目の住民 1 人当たりの都市公園敷地面積の標準値につきまして、国が定め

る標準は町の区域内において10平方メートル、市街地区域内においては5平方メートルと定められておりますが、本条例案では独自にその標準値を定めることとしております。このことは熊野町における1人当たりの公園敷地面積は、平成24年3月末現在、町内全域で2.46平方メートル、市街地区域内で2.86平方メートルとなっておりますことを勘案し、将来目標を町の区域内、市街地区域内のいずれも3平方メートル以上と定めることとしたものです。

次に、2点目の地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準につきまして、街区公園、近隣公園、地区公園、緩衝緑地等は、国の基準どおりとしております。なお、面積が10万平方メートルを超える総合公園、運動公園、広域公園などの大規模公園の整備は今後も困難であることから、本条例案では規定しておりません。

最後に、3点目の都市公園に設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準につきまして、町内の公園はいずれも現行基準を満たしており、今後もこの基準を維持していくこととし、国の基準どおり定めることとしております。

続きまして、議案第48号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例案につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

初めに、本条例案の制定についてでございますが、これまで国が一律に定めていた特定公園施設の設置に関する基準を参酌し、町条例において定めるものでございます。

では、資料6-3、条例に定める基準の概要をごらんください。

本条例案の対象となりますものは、都市公園において移動の円滑化が特に必要なものとして政令で定められた公園施設となる園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、駐車場、便所、水飲み場、標識などがございます。この表において、国の基準とこれを参酌し定めようとする町の基準案を対比しております。いずれも本条例案では、町の現状が国と異なる基準を定めなければならない地域特性や特別の事情などないことから、国の基準どおりとしております。

以上でございます。

~~~~~  
議長（馬上） 林開発指導課長。  
~~~~~

開発指導課長（林） 議案第 4 9 号、熊野町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、お手元の資料 7 により御説明します。

まず 1 の改正の趣旨でございますが、平成 2 3 年 5 月に、いわゆる地域主権改革一括法が施行され、公営住宅法が改正されたことにより、これまで国の法律や省令で一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準を条例で定めることとされました。このため、熊野町営住宅設置及び管理条例の一部を改正し、整備基準に関する条項を定め、あわせて条例の名称を熊野町営住宅設置、整備及び管理条例へ改めます。

改正の内容ですが、4 の表をごらんください。整備基準の概要をまとめております。左の列に記載しております快適で魅力ある地域社会の形成、良好な住環境の確保など、1 5 項目の整備基準を定めました。次の列に国の基準の概要、右の列は今回制定する町の基準の内容です。基本的には国の基準どおりですが、県がこれを参酌し、9 月に県営住宅の整備基準を条例化した際、言い回しを変えるなどしよりわかりやすい表現としたものについては、それを採用しています。

以上で説明を終わります。

~~~~~

議長（馬上） 中井下水道課長。

~~~~~

下水道課長（中井） 議案第 5 0 号、熊野町公共下水道の構造上の基準に関する条例案につきましては、お手元の資料により御説明申し上げます。

資料 8 をお願いします。

この条例の制定についてでございますが、これまで国が一律に定めていた下水道法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の構造を政令で定める基準を参酌し、町の条例で定めるもので、国と同様としております。

3 の条例に定める基準の概要の主な内容は、公共下水道の構造に係る技術上の基準として、堅固で耐久性を有する構造であること、コンクリートその他の耐水性の材料でつくり、漏水、地下水の侵入等を最小限のものとする措置を講ずること、屋外にあるものは覆い、または柵で立ち入りを制限すること、地震に対しての対策を講ずることなどでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 曾根水道課長。

水道課長（曾根） 議案第 5 1 号、熊野町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例案につきましては、お手元の資料により御説明いたします。

資料 9 をお願いします。

まず、これまで政令及び省令で規定されておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準の 3 点について、国の基準を参酌して条例により定めるものでございます。

まず、3 の条例に定める基準の概要でございますが、( 1 ) の布設工事監督者の配置基準のうち の水道施設の新設につきましては、取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水各施設の新設工事について。 の増設または改造につきましては、1 日最大給水量、水源の種別、取水地点、または浄水方法の変更に係る工事及び沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、増設または大規模な改造に係る工事としております。

続いて、( 2 ) の布設工事監督者の資格基準につきましては、 の水道に関する技術上の実務経験年数を有するものは、学歴、それぞれの学科、学科科目ごとに経験年数を定めたもので、例えば大学の土木工学科において衛生工学または水道工学をおさめて卒業したものは、水道技術の実務経験 2 年以上、同様に衛生工学または水道工学以外をおさめて卒業したものは、実務経験 3 年以上などとしております。 のその他の基準によるものとしては、水道の工事に関する実務経験が 1 0 年以上などとなっています。

最後に、( 3 ) の水道技術管理者の資格基準につきましては、 は水道布設工事者の資格を有するもの、 は布設工事監督者と同様に学歴それぞれの学科、学科科目を履修等により経験年数を定めたもので、 は他の基準によるものとし、この資料に列記しましたとおりでございます。これらは全て現業の国と同様の基準としております。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決を行います。一括議題の案件が多いため、質疑、討論、採決については、1 議案ごとに行います。

これより、議案第 4 5 号について質疑を行います。質疑はありますか。



(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第46号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第46号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第46号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第47号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第４７号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第４８号について質疑を行います。質疑はありませんか。

佛圓議員。

~~~~~

１４番（佛圓） ちょっと聞いてみるんですが、東の運動公園は町内で一番最近できた公園だと思うんですが、その中でこの今の表を見ますと、資料６の表の中で勾配とか階段について、そういうふうに基準が出ておりますが、東の運動公園は階段とか勾配がきついんですが、それはこれに適合しているんでしょうか、いかがですか。

~~~~~

議長（馬上） 横山都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（横山） 深原地区公園の階段につきましては、国の基準に適合しております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより議案第４８号について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第４８号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第４８号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第４９号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号について質疑を行います。質疑はありませんか。

藤本議員。

~~~~~

7番(藤本) 最後一括ということなんですが、ちょっと聞いてみたいことは、全てに当てはまるんですけど、この条例ができ上がることによって、それぞれ例えば補修が必要であるとか、何かをしないといけないとか、そういう形のものに広がる場所はあるのでしょうか。

~~~~~

議長(馬上) 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長(森本) この基準自体の見直しですから、これによって直ちに工事が必要

だとか、補修の工事が必要であるとか、そのようなことはございません。今から町が行う工事とか、いろいろな建設部における事業につきまして、その技術指針たるものを国で定めたものをそれが町へおりてくるということで、町に条例が要するというものです。

議長（馬上） 藤本議員。

7番（藤本） 今の45から50番までにそれぞれの条例が変わったことによる手直しは必要ないという考え方でいいんですか。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） そのとおりでございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） ちょっと一つ言いたいことがあるんですけど、マンホールに関しては、ふた、汚水を排除すべき及びマンホールにあっては密閉することができるふたを設けることと書いてあるんですよ。密閉するということは、中から雨水なんかが入らないようにするという事なんですけど、団地の中には汚水と雨水と間違っただんごを、マンホールをしているところがあって、穴があって、下水管のわかってて、ビニールでふたを、ふたというか、張ってあって、それがもう何年か前にしてくれたんですけど、それがまた破れて、そういうところが何カ所もあるわけです。御存じですよ。それをやっぱりいつの日にかしていかないと、それを応急処置だけではやっぱりいけないんじゃないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（馬上） 中井下水道課長。

下水道課長（中井） 古い分につきましては、穴があいていったということでシールを張って歩いてますけど、今新しい分についてはもう全て密閉されていますのでその必要はなくなっています。古い分につきましては、水が入る可能性があるんでシールを張っ

たりしてましたけど、今は全て密閉型になっていますので。

議長（馬上） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 山野議員御指摘のとおり、熊野団地内にそういった呉市の公共下水道から引き継いだ公共下水道がございますので、その当時のものが残っております。これは道路工事等、そういったきっかけで密閉型の町が管理できる新しい型に更新していくようにしております。それでよろしいですか。

数がございますので、全部一度に交換することが一番いいとは思いますが、少しずつ更新をかけていきたいとこのように考えております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） わかりました。それでビニールを、テープを張ってあるわけですね。そのテープがもう何年も過ぎてやっぱり破れてきて、そういうちょっと不細工なことにならないようなことをやっぱり今から、そりゃ予算もかかるとは思うんですけども、考えていただきたいと思っております。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） この際、ちょっと聞かせていただきますが、この国の基準、自治体自身で基準を決めることができるということになったということだと思っておりますが、国の基準を超えた、独自で基準をつくる場合の制限でありますとか、どこまでの権限があって、どれだけ制約があるかというのは、個別にあるものなのか。それともある程度ざっくりしたものなのか、そのあたりをちょっと教えてもらいたいんですが。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） ある程度の幅については認められておると思っております。実際、うち

の建設課に関する事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、歩道の幅と待避所の長さについていろいろ検討してまいります。これも1町村、我々熊野町だけというのではまた大変困ったことになりますので、こういうことを決める前に、今回安芸4町で集まってそれでいろいろ話をして、特例条例をつくろうじゃないかということで話し合った結果なので、ある程度の幅はございますが、それがとんでもない程度のものでできるかといったら、それはまたできません。ある程度県のほうにも相談しながらやっておりますので。ですから、ある程度の幅はございますが、独自法令はできることはできますという答弁でございます。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） よくわかりました。

そうした場合に、国の基準とは違う基準で整備したときに、道なりなんなりしたときに、いわゆる国庫の支出金でありますとか、県からの補助金でありますとかというようなことに制限がついているのか、あるいは、結局、結果的にそういったような国のお金やら県のお金の縛りがあって、結果的に理想ではできても実際にはできなくなるというようなことが起こるのかどうかということ。

議長（馬上） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 一応、以前の道路構造令と申しますのは全国的にそれで縛られていたわけですが、それは柔軟化されて町のほうへおりてきたということでございます。道路をつくる場合には、国等での設計速度、先ほど申し上げた勾配とか、いろいろな4種何級とか、4種5級とか、いろいろ分けられますが、それによつての国の補助金、県の補助金等はいただけるようにはなっております。それで御答弁はよろしいでしょうか。

議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) 日程第18、議案第52号、熊野町中央ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第52号、熊野町中央ふれあい館の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町中央ふれあい館は、平成22年度から株式会社公和を指定し、管理運営を行ってまいりました。この間、効率的な運営がなされ、地域交流などの活動の拠点として定着してまいりました。今後とも地域のさまざまな社会資源を活用し、地域の実情に即した取り組みを発展させるため、引き続き3年間、株式会社公和をこの施設の指定管理者とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第19、議案第53号、熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第53号、熊野町社会体育施設及び熊野町立学校体育施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

当該施設につきましては、平成17年4月から、NPO法人熊野健康スポーツ振興会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってまいりました。この間、施設の適正管理はもとより、町民の生涯スポーツの推進、施設利用者の確保に努力をされております。また、地域住民等のボランティアを活用し、町民グラウンド施設の改善を行うなど、地域に根差した活動もされております。

こうしたことから、当該法人においては、今後も生涯スポーツの普及及び施設の適正かつ効率的な管理運営をされるものと判断し、引き続き5年間、指定管理者とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 16時00分)